

|                                                              |
|--------------------------------------------------------------|
| <h1>オペレーショナル・ガイダンス・ノート</h1> <h2>ミャンマー（ビルマ）</h2> <p>英国内務省</p> |
|--------------------------------------------------------------|

| 目次                                                                   |         |
|----------------------------------------------------------------------|---------|
| 1. 序文                                                                | 1.1－1.4 |
| 2. 国別評価                                                              | 2.1－2.2 |
| <a href="#">保護の主体</a>                                                | 2.3     |
| <a href="#">国内移住</a>                                                 | 2.4     |
| <a href="#">国別指針に関する判例法</a>                                          | 2.5     |
| 3. 申請の主な種別                                                           | 3.1－3.8 |
| <a href="#">ミャンマー（ビルマ）における反政府組織/反対政党への関与</a>                         | 3.9     |
| <a href="#">英国における民主主義推進デモ活動への参加/関与</a>                              | 3.10    |
| <a href="#">少数民族：ロヒンギャ(Rohingya)、シャン(Shan)族、カレン(Karen)族、モン(Mon)族</a> | 3.11    |
| <a href="#">少数派宗教：イスラム教徒、キリスト教徒、及びヒンドゥー教徒</a>                        | 3.12    |
| <a href="#">出国及び帰国</a>                                               | 3.13    |
| <a href="#">刑務所の状態</a>                                               | 3.14    |
| 4. <a href="#">未成年者が自身の権利で申請を行う場合</a>                                | 4.1－4.3 |
| 5. <a href="#">治療が必要な場合</a>                                          | 5.1－5.5 |
| 6. 帰還                                                                | 6.1－6.5 |

## 1. 序文

1.1 本文書は、ミャンマー（ビルマ）の国民/居住者から受ける最も一般的な申請の性質と、その取扱いについて、その申請が、庇護(asylum)、「人道的保護(Humanitarian Protection)」、又は「裁量許可(Discretionary Leave)」を認定するに値するか否かの判定を含め、英国内務省のケースワーカーにガイダンスを提供するものである。ケースワーカーは、これらの分野の方針の詳細について、適切な「庇護の手引き(Asylum Instructions)」を参照しなければならない。

1.2 ケースワーカーは、本ガイダンスの出身国別情報に基づいて判断を下してはならない。ここに掲載されている情報は、単に背景情報を提供するためのものであって、包括的であることを意図していない。本ガイダンスの結論は、ここに掲載した端的な情報だけではなく、入手できた証拠の全体から導き出したものであり、ケースワーカーも同様に、入

手できた証拠をすべて考慮に入れなければならない。従って、COI サービス(COI Service) による関連の出身国別情報、及びその他の関連情報と共に本ガイダンスを読むことが重要である。

COI サービス情報は Horizon、及びインターネットの以下の URL で公開されている。

<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi/>

**1.3** 申請は、個別に、但し本文書のガイダンスを十分に踏まえて考慮しなければならない。庇護又は「人道的保護」の申請を考慮するに当たり、ケースワーカーは、欧州人権条約 (ECHR) 第 8 条、並びに「入国管理規則(Immigration Rules)」の附則 FM(家族生活(Family Life))、及びパラグラフ 276ADE から 276DH(私生活(Private Life))の各条項を考慮しなければならない。強制送還するか否かの判断に当たっては、欧州人権条約(ECHR) 第 8 条、並びに「入国管理規則」パート 13 の各条項を考慮しなければならない。また、執行されている政策に従って、申請者の事例が「裁量許可」を認めるケースに相当するか否かも考慮しなければならない。

**1.4** 考慮の結果として申請を却下する場合、ケースワーカーは、当該申請が、「2002 年国籍・移民・庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act 2002)」セクション 94(2) のケースごとの判断基準に基づいて、根拠が無いと明確に確認できるか否かを考慮しなければならない。申請は、実質が無いことが明らかであれば、根拠無しと明確に判断される。

## **2. 国別評価**

**2.1** ケースワーカーは、関連の出身国別情報の資料を参照しなければならない。特定の国の人権状況に関する概要は、人権問題が最大の懸念となっている国々の発展を扱った、外務英連邦省(FCO: Foreign and Commonwealth Office)年次人権報告書(FCO Annual Report on Human Rights)に掲載されている：

<http://fcohrdreport.readandcomment.com/read-and-download-the-report/>

### **2.2 保護の主体**

**2.2.1** ケースワーカーは、「庇護の手引き」のセクション 7—[申請の考慮と信頼度の評価\(Considering the claim and assessing credibility\)](#)を参照するものとする。個人が庇護を認められるには、慣習に基づく理由により迫害を受ける恐れがあり、その迫害の恐れを裏付ける十分な根拠があること、また、その恐れから、出身国又は居住国で保護を求めることが不可能である、或いは保護を求めることを希望しないことを証明でなければならない。ケースワーカーは、当該申請者が、出身国の全体又は大部分を支配する政府或いは組織の保護を求めたか否か、また、求めた場合はその結果、求めなかった場合はその理由を考慮

に入れなければならない。一般的に、出身国の政府(又は、その全体若しくは大部分を支配するその他の組織)が、迫害又は深刻な危害による苦しみを防止するために、迫害又は深刻な危害に相当する行為の検知、起訴、及び処罰の有効な法制度を執行するなど、合理的な措置を採り、当該申請者がこうした保護措置を受けられる場合、効果的な保護が与えられたと認識される。

**2.2.2** ミャンマー警察(Myanmar Police Force)は、1995年に創設され、ミャンマー内務省(Ministry of Home Affairs)の一部である。警察部隊には9万3,000人の男女がおり、本部は行政首都ネピドー(Nay Pyi Taw)にある。ミャンマーには7つの州と7つの管区があり、それぞれが独自の地元警察部隊を持っている。<sup>1</sup>

**2.2.3** すべての主要な人口密集地には警察署がある。更に、全国にかなりの数の Police Task Force Units が設置され、主に麻薬摘発業務に当たっている。<sup>2</sup>

**2.2.4** 2011年3月以降、コ・コ(Ko Ko)中將が、ミャンマー警察のすべての警察部隊を監督する立場にあるミャンマー内務省を指揮している。ミャンマー警察は、本部、及び州と管区(それぞれが7つある)の警察部隊、特別部隊、訓練センター、予備部隊、警察大隊に分かれている。ミャンマー内務省傘下にあるが、ミャンマー警察からは独立しているその他の法執行機関には、「政治」犯罪を扱う特別支部(Special Branch)、犯罪捜査部(Criminal Investigation Department)、鉄道警察部(Railways Police Department)、及び都市開発警察部(City Development Police Department)がある。予備部隊は、高速道路の巡回と油田の保安を受け持ち、州と管区の警察に属している。ミャンマー薬物乱用統制中央委員会事務所(Office of the Central Committee for Drug Abuse Control)は、ミャンマー全国で26の麻薬犯罪防止ユニットを持っている。この組織の長は内務大臣、書記はミャンマー警察の長官が務めている。多くの警察上官が、軍部から配置換えされたか、軍を退役した人物である。特別支部(Special Branch)のある情報源によると、標準的な10年の兵役を完了していない中尉を引き抜いて警察幹部にする習慣は一般的であるという。この習慣は、軍が警察を確実に管理するために行われていると考えられ、警察は独立した権力組織になれないことを意味している。<sup>3</sup>

---

<sup>1</sup> Interpol, Myanmar; Myanmar Police Force, 日付記載無し  
<http://www.interpol.int/Member-countries/Asia-South-Pacific/Myanmar>

<sup>2</sup> Jane's Sentinel Security Assessment: Myanmar-Security and Foreign Forces – 2012年1月5日  
<http://articles.janes.com/articles/Janes-Sentinel-Security-Assessment-Southeast-Asia/Security-and-for-eign-forces-Myanmar.html> (登録者のみ)

<sup>3</sup> Jane's Sentinel Security Assessment: Myanmar-Security and Foreign Forces – 2012年1月5日  
<http://articles.janes.com/articles/Janes-Sentinel-Security-Assessment-Southeast-Asia/Security-and-for-eign-forces-Myanmar.html> (登録者のみ)

**2.2.5** ミャンマー内務省は、法律上も実践上も法執行に大きな責任を持ち、都市部の治安維持にも責任を負う警察部隊を監督している。ミャンマー防衛省(Ministry of Defense)は、軍保安局長事務所(OCMSA: Office of the Chief of Military Security Affairs)を監督し、特に地方と国境付近の地域を中心に、法と秩序の維持にも大きな役割を果たしている。<sup>4</sup>

**2.2.6** テイン・セイン(Thein Sein)大統領が権力の座に就く前から、ミャンマー警察の権限を拡張し、能力を高め、性質を改革する試みが行われていた。現在、警察部隊は 8 万人体勢であり、これは、ミャンマー（ビルマ）国民 750 人あたりに警察官 1 人という比率であると推定される。これには、2012 年にアラカン(Arakan)(ラカイン(Rakhine))州で見られたような重大な内乱の勃発に対応するために特別な体勢を整えた 18 の準軍事警察大隊が含まれる。<sup>5</sup>

**2.2.7** ミャンマー警察は、よりプロフェッショナルな部隊になるため、幅広い問題に取り組んでいる。政府に対する忠誠心は今でも重視されているが、現在は、個人の規律に関する訓練コースの充実や、地域の治安維持に重点が置かれている。警察官の徴用基準は格上げされ、すべてのレベルにおける特別な指示が増加した。汚職防止のための措置がいくつか採られ、今後、更なる措置を採ることが約束されている。この計画の成り行きを見守る必要がある。2012 年と比較した発展が示すように、こうした奥深い文化的な移行は困難であり、時間もかかる。実現されるまで、警察部隊は暴力と腐敗の非難を浴び続けるであろう。<sup>6</sup>

**2.2.8** 治安部隊は、恣意的な逮捕や勾留の脅威、及び個人の生活に対する脅威を与えることにより、居住者の生活に影響を及ぼし続けている。これらの部隊は刑事免責の特権を享受している。治安部隊による虐待行為を調査する有効な法の仕組みは存在しない。ミャンマー政府はミャンマー（ビルマ）軍の少年兵の徴用に関し、多少の措置を講じた。<sup>7</sup>

**2.2.9** カチン(Kachin)州及びシャン(Shan)州の紛争地域で、ミャンマー（ビルマ）軍は、超法規的殺人、性的暴行、拷問、強制労働、及び民間人居住地域に対する意図的な攻撃を

---

<sup>4</sup> 米国国務省、2012 Human Rights Report: Burma, 2013 年 4 月 19 日, Section 1 Role of the Police and Security Apparatus

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

<sup>5</sup> The interpreter Lowy institute for International Policy, Burma's police: The long road to reform, 2012 年 12 月 13 日

<http://www.lowyinterpreter.org/post/2012/12/13/Burmas-police-The-long-road-to-reform.aspx>

<sup>6</sup> The interpreter Lowy institute for International Policy, Burma's police: The long road to reform, 2012 年 12 月 13 日

<http://www.lowyinterpreter.org/post/2012/12/13/Burmas-police-The-long-road-to-reform.aspx>

<sup>7</sup> 米国国務省、2012 Human Rights Report: Burma, 2013 年 4 月 19 日, Section 1 Role of the Police and Security Apparatus

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

行った。これらの行為はすべて、刑事責任を問われていない。<sup>8</sup>

**2.2.10** ミャンマー（ビルマ）軍は、超法規的殺人、民間人に対する攻撃、強制労働、拷問、略奪、及び対人地雷の使用などの行為に関与し続けている。<sup>9</sup>

**2.2.11** ミャンマー（ビルマ）政府は、法の支配が重要であることを強調した。しかし、ミャンマー（ビルマ）は、国際的な人権法の規範を法制度に組み込むことに繋がる重要な協定—具体的には「市民的及び政治的権利に関する国際規約(International Covenant on Civil and Political Rights)」、「拷問禁止条約(Convention against Torture)」、及び国際刑事裁判所(International Criminal Court)を設立した「ローマ規定(Rome Statute)」—に調印していない。<sup>10</sup>

**2.2.12** 2011 年 9 月に設立された国家人権理事会(National Human Rights Commission)は、2012 年も期待に沿えなかった。理事会は、大統領指令により存在しており、パリ原則(Paris Principles)—国家人権理事会の機能に関して国連が設定した最低基準—に反して、政府から独立していない。カチン州とアラカン州に関するミャンマー（ビルマ）の理事会の発言は、国家治安部隊による虐待にも、数万人の国内避難民(IDPs: Internally Displaced Persons)に対する人道支援に関して政府が科した制限も、触れてはいない。<sup>11</sup>

**2.2.13** ミャンマー人権理事会(MHRC: Myanmar Human Rights Commission)は、別の政府機関であるが、これも拷問や虐待から国民を保護できていない。2011 年 9 月にテイン・セイン大統領が設立したミャンマー人権理事会は、全国で人権侵害行為を調査することを想定されているが、多くの問題を抱えている。同理事会の人員選定は、独立機関であることを疑問視させるものである。15 人の委員には、少数民族や学界出身の代表も含まれているが、以前の軍事政権と繋がりを持つ公務員や外交官も入っている。ミャンマー人権理事会の Min Wra 議長は、自身の外交官としての長いキャリアにおいて、ミャンマー（ビルマ）に人権侵害は存在しなかったと述べた。最大の問題は、ミャンマー人権理事会が、業務を遂行する上で予算不足の状態であることかもしれない。2012 年 3 月、議会はミャンマー人権理事会の設立が憲法に違反しているという理由で、同理事会に対し、要求通りの予算を配分しなかった。理事会の法的地位と公式な任務は未だに不明である。欧州連合は、理事

---

<sup>8</sup> Human Rights Watch, World Report 2013: Burma, 2013 年 1 月 31 日  
<http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/burma>

<sup>9</sup> Human Rights Watch, World Report 2013: Burma, 2013 年 1 月 31 日  
<http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/burma>

<sup>10</sup> FCO, Human Rights Report 2012: Burma, 2013 年 4 月 15 日  
<http://www.hrdreport.fco.gov.uk/wp-content/uploads/2011/01/2012-Human-Rights-and-Democracy.pdf>

<sup>11</sup> Human Rights Watch, World Report 2013: Burma, 2013 年 1 月 31 日  
<http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/burma>

会スタッフの訓練を支援するための資金援助を約束したが、理事会の将来は不安定である。ミャンマー人権理事会の設立が、正しい方向へのステップとして各紙で報道される一方で、同理事会は、虐待の防止又は拷問の禁止を実現する実力も独立性も欠いている。<sup>12</sup>

**2.2.14** テイン・セイン大統領が、2011 年 3 月 30 日の議会に向けた就任演説、2011 年 3 月 31 日の内閣大臣と政府官僚に向けた就任演説、及び 2011 年 4 月 6 日の地方・州政府の首相に向けた就任演説で、法の支配を尊重し、独立した透明な司法制度を確立すると宣言したにも拘らず、ミャンマー（ビルマ）の裁判官任命制度や司法制度は殆ど変わっていないようである。<sup>13</sup>

**2.2.15** 2008 年憲法は、大統領がミャンマー（ビルマ）最高裁判所の裁判官を選定すると定めている。議会の役割は、候補者が、憲法上、裁判官に任命される資格を有するか否かを確認することに制限されている。大統領は軍が支配する議会によって選出されるため、裁判官の任命は、軍による任命に左右されるという構造が維持されている。こうした仕組みは、軍と緊密な関係を持ち、軍及び退役軍人の責任を追及しようとしめない民間法廷を作っている。<sup>14</sup>

**2.2.16** 司法制度は独立していない。裁判官は政府によって任命又は承認され、政府の命令に従って裁定を下す。行政法は、国家の安全保障又は主権を脅かしたと政府が結論付けた場合、起訴、裁判、又は弁護士との接見無しで個人を最長 5 年に亘り勾留することを認めている。政治犯は、裁判前の勾留期間中、外部との接触を禁止された状態に置かれることが多いため、拷問を受ける可能性が高いが、2012 年にこうした行為がどの程度行われていたか、正確には不明である。政府は、2011 年と 2012 年に受刑者の大規模な釈放を数回行い、釈放された受刑者には政治犯が数名含まれていた。但し、政治犯の釈放は、ミャンマー（ビルマ）の政府官僚の海外訪問、又は外国の高級代表団のミャンマー（ビルマ）訪問と同時に行われることが多い。こうした外交交渉は、しばしば政治犯の釈放を条件とするが、釈放された政治犯は、いつでも恣意的に刑務所に戻すことが可能である。国家治安部隊による犯罪及び人権侵害に対する刑事免責は、深く根付いている。<sup>15</sup>

**2.2.17** ミャンマー（ビルマ）の無力な司法システムは、国法のごまかしと不公正な裁判

---

<sup>12</sup> Burma campaign, Extreme Measures; Torture and ill treatment in Burma since the 2010 elections, 2012 年 5 月 <http://www.burmacampaign.org.uk/images/uploads/extreme-measures.pdf>

<sup>13</sup> Burma campaign, Extreme Measures; Torture and ill treatment in Burma since the 2010 elections, 2012 年 5 月 <http://www.burmacampaign.org.uk/images/uploads/extreme-measures.pdf>

<sup>14</sup> Burma campaign, Extreme Measures; Torture and ill treatment in Burma since the 2010 elections, 2012 年 5 月 <http://www.burmacampaign.org.uk/images/uploads/extreme-measures.pdf>

<sup>15</sup> Freedom House, Freedom in the world 2013; Burma, 2013 年 1 月  
<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/burma>

の永続化に繋がっている。こうした裁判は、被告が証人を召喚・尋問する権利、弁護士と接見する権利、上訴する権利、公開裁判を求める権利など、法の正当な手続きを求める基本的な権利を認めていない。これらの要素はすべて、被告が拷問を受けやすい環境を作り、また、被告が法廷で救済を求めることを防止するものである。<sup>16</sup>

**2.2.18** 申請者が出身国の政府、又は政府の命を受けて活動する行為者による虐待/迫害を恐れる場合、その申請者が当の政府に保護を求めることは考えにくい。虐待/迫害が政府以外の行為者によるものである場合は、国による保護は限定的になる可能性が高い。それぞれのケースを個別の事実に基づいて考慮し、有効な保護を与えられるか否かの点は、申請者独自の状況と身分、及び最新の出身国別情報に関連付けて判断するものとする。

## **2.3 国内移住**

**2.3.1** 国内移動が「合理的な選択肢」となる状況に関するガイダンスについて、ケースワーカーは、「入国管理規則」パラグラフ 339O で定められた判定基準を適用するため、「庇護の手引き」の [国内移動\(Internal Relocation\)](#)の項を、また、申請者が女性である場合は「庇護の手引き」の[庇護申請における性別の問題\(Gender Issues in the Asylum Claim\)](#)の項を参照しなければならない。迫害が、政府系行為者による場合と、非政府系行為者による場合との双方のケースで、国内移住が妥当となり得ることを念頭に置いておくことは重要であるが、地域の限定的な非政府系行為者による迫害のケースで最も妥当となる可能性が高い。帰国後、申請者が迫害を受ける十分な根拠に裏付けられた恐れのない場所が国内のどこかにあり、当該申請者がその場所に居住することが合理的に可能である場合、庇護を認めるケースには相当しない。同様に、帰国後、申請者が深刻な危害を受ける危険のない場所が国内のどこかにあり、当該申請者がその場所に居住することが合理的に可能である場合、「人道的保護」を認めるケースには相当しない。出身国のその地域の一般的な情勢、及び、性別の問題など当該申請者の個人的な状況は、どちらも考慮に入れなければならない。ケースワーカーは、当てはまる場合、必ず庇護申請における性別の問題(Gender Issues in the Asylum Claim)の項を参照するものとする。文書の再発行問題など、帰国に関して実質的な障害があっても、国内移住を適用する障壁とはならない。

**2.3.2** 政府系行為者による、又は政府系行為者が黙認する若しくは容認する虐待/迫害の現実的なリスクを回避するための手段として、国内移動が有効なものであるか否かという点は、非常に慎重に考慮しなければならない。故郷において虐待/迫害の現実的なリスクを負う申請者が、政府系行為者又は非政府系行為者による現実的なリスクの無い国内の他の場所に移住可能であり、それを当該申請者に期待することが非合理的でない場合、庇護又は「人

---

<sup>16</sup> Burma campaign, Extreme Measures: Torture and ill treatment in Burma since the 2010 elections, 2012 年 5 月 <http://www.burmacampaign.org.uk/images/uploads/extreme-measures.pdf>

道的保護」の申請は却下するべきである。

**2.3.3** 国内移動、海外渡航、国外移住、及び帰国の自由を明示的に保護する法律は存在しない。<sup>17</sup>

**2.3.4** 地方及び地域の政府が発令する命令、指令、及び指示は、実質的に移動の自由を制限している。法律は、登録住所以外の場所に外泊する意図を持った人物は、事前に管区又は村の自治体に申し出なければならないと定めている。家の住人以外の人物を宿泊させる場合は、客のリストを作成して当局に提出しなければならない。以前とは異なり、2012 年、紛争地域以外において、管区の役人が不意に夜間に訪れ、未登録の宿泊者をチェックしたという事例の報告は無かった。<sup>18</sup>

**2.3.5** ミャンマー政府は国内避難民(IDPs)、難民、及び国籍を持たない人々の移動の自由を制限している。移動の自由は、主に、身分を証明する書類を所持しているか否かに関係するが、実際には、民族種や出身地域が制限の有無の基準となることが多い。政府は、国家を持たない少数民族のロヒンギャ(Rohingya)に対し、同民族が主に居住するラカイン州北部の 5 つの地域: Buthidaung、Maungdaw、Rathedaung、Kyauktaw、及び Sittwe における国内移動について、特別許可書及び移動許可書の所持を求めている。<sup>19</sup>

**2.3.6** 少数民族が居住する州の住民らは、ミャンマー政府が、国内避難民(IDPs)、難民、及び国籍を持たない人々の移動を制限する、意志に反して監禁する、強制的に退去させるなどの行為を行っていると訴えている。以前とは異なり、2012 年、政府役人は 25 歳未満の女性の旅行を禁止することは無かった。<sup>20</sup> 社会制度とジェンダー指数(Social Institutions and Gender Index)によると、移動の自由は非常に制限されており、女性の移動の自由は、特に軍による暴力の脅威から、男性に比べて制限されることが多いという。<sup>21</sup>

**2.3.7** ミャンマー政府は、政治活動家、元政治犯、及び外国大使館の現地職員の海外渡航を制限している。当局はパスポートや出国許可証の発行を拒否していたが、以前とは異なり、2012 年後半、政府は、過去にパスポートの発行を拒否された人々に対し、パスポート

---

<sup>17</sup> 米国国務省、2012 Human Rights Report: Burma, 2013 年 4 月 19 日 Section 2d  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

<sup>18</sup> 米国国務省、2012 Human Rights Report: Burma, 2013 年 4 月 19 日 Section 2d  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

<sup>19</sup> 米国国務省、2012 Human Rights Report: Burma, 2013 年 4 月 19 日 Section 2d  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

<sup>20</sup> 米国国務省、2012 Human Rights Report: Burma, 2013 年 4 月 19 日 Section 2d  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

<sup>21</sup> OECD, Social Institutions and Gender Index 2012: Myanmar, (2013 年 3 月閲覧) *Restricted civil liberties* <http://genderindex.org/country/myanmar>

を発行し始めた。2012年11月19日、政府は、政治活動を行った疑いで入国又は出国を禁止された人々の「ブラックリスト」を破棄したという声明書を出し、国民や外国人が自身の身分について問い合わせることのできる担当者を大統領事務室に配置した。<sup>22</sup>

**2.3.8** ミャンマー内務省は、民主主義推進家、人権活動家、公益弁護士、及びジャーナリストなどを含む多くの元政治犯に対し、パスポートの発行を拒否し、海外渡航を禁止している。<sup>23</sup>

**2.3.9** 国内移動の妥当性と合理性については、ケースごとに、申請者の個人的状況を十分に考慮に入れ、慎重に検討することが必要である。ケースワーカーは、迫害者が当該申請者を提案の移住先まで追跡することができるか否か、また、その地域で申請者が有効な保護を得られるか否かを考慮しなければならない。また、申請者の年齢、性別、健康状態、民族種、宗教、経済状態、及び支援ネットワーク、並びに提案の移住先での安全、人権、及び社会経済的状況を、申請者が生活を維持できるか否かを含め、検討する必要がある。

## **2.4 国別指針に関する判例法**

### **TS (Political opponents –risk) Burma CG [2013] UKUT 00281 (IAC)**

1) ある人物が、反政府活動を行っているという理由で、ミャンマー（ビルマ）で迫害を受けるリスクを負っているか否かを判断するに当たり、こうした活動が勾留のリスクに繋がるか否かを評価する必要がある。ミャンマー（ビルマ）で勾留されるということは、たとえ短期間であれ、欧州人権条約(ECHR)第3条に反し、**Qualification Directive** の定める迫害/深刻な危害に相当する深刻な虐待を受ける現実的なリスクがある。

2) 政権又はミャンマー（ビルマ）連邦の安定に対する脅威と政府当局が見なす人物は、勾留の現実的なリスクを負っている。

3) リスクを負っている可能性のある人々の範囲は、政府の転覆を積極的に狙っている(又は狙っていると思われる)人々から、政府に明確に敵対して煩わせている人々まで、幅がある。ある人物が保護を必要としているか否かは、過去と将来の政治活動に左右される。こうした評価は、近年改革の途上にあるが、抑圧の長い歴史を持ち、反対派を厳しく監視し続けている政府を背景にして、成されなければならない。得られた証拠は、国家の解体と権力の喪失に対する不安が継続していることを示している。

---

<sup>22</sup> 米国国務省、2012 Human Rights Report: Burma, 2013年4月19日 Section 2d  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

<sup>23</sup> Human Rights Watch, World report 2013: Burma, 2013年1月31日  
<http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/burma>

4) 一般的に、虐待のリスクの問題は、帰国者が帰国後、当局によって勾留されるか否かという点に向かう。

5) 英国において、デモ活動への参加、又は政治集会への出席を通じて政府に批判的な意見を表明している人物は、これだけの理由により到着直後に勾留されるほど、ミャンマー（ビルマ）政府当局にとっての大きな懸念材料となることは無い。これは、英国における活動が日和見的なものであるか、又は真剣な考えに基づくものかによらず、また、英国におけるその人物の著名性とは無関係である。

6) 英国においてミャンマー（ビルマ）政府に批判的な意見を表明している人物は、ミャンマー（ビルマ）に帰国後、当局から監視される可能性がある。監視の程度は、一般的に、海外での反政府活動の度合いに左右される。

7) 帰国後、監視が勾留に繋がる現実的なリスクがあるか否かは、それぞれのケースで、ミャンマー（ビルマ）政府が既に取得している情報について持っている考えと共に、帰国後の監視の結果として政府にもたらされる情報に左右される。政府の意向は、(i) 当該人物が英国でどの程度活動的であったか。例えば、デモ活動を指導した人物、又は政治集会で影響力を持つ人物である、など。(ii) 当該人物がミャンマー（ビルマ）を出国する前に行っていた活動。(iii) 当該人物が帰国後に行う活動。(iv) 当該人物の交友関係。及び (v) 当該人物は、政府がミャンマー（ビルマ）連邦の安定を脅かすと見なされる民族種の出身である、又は、当該人物の活動は、ミャンマー（ビルマ）政府がデリケートな問題と見なす民族的、地政学的若しくは経済地域的な要素を含んでいる。

8) ある人物が負うリスクを判断する鍵は、国家がその人物をどのように見ているかという点である。その人物がミャンマー（ビルマ）で積極的な政治活動に関わる度合いが高ければ高いほど、帰国後に厳重な監視を受けるリスクが高く、勾留の現実的なリスクを伴うことになる。

9) 一般的に、上記のリスクはいずれも、その人物が国際的に極めて著名であれば、生じることは無い。得られた証拠は、政府が、国際的に著名な活動家を勾留することによって批判を受けることを回避したがつていることを示している。

10) これらの結論に照らし、[TL and Others \(Burma CG\) \[2009\] UKAIT 00017](#) は、もはや、国別ガイダンスの根拠とすることはできない。当事者は、[HM \(risk factors for Burmese Citizens\) Burma CG \[2006\] UKAIT 00012](#) で検討された不法出国とその結果の問題に対

応しておらず、その決定によるガイダンスは、今のところ効力を維持している。

11) ミャンマー（ビルマ）で前向きな変化が起こっている証拠がある。これらの変化が定着すれば、上級裁判所が、短～中期的に現在の国別ガイダンスを見直す必要が出てくることが予想される。

[Supreme Court. RT \(Zimbabwe\) & others v Secretary of State for the Home Department \[2012\] UKSC 38 \(25 July 2012\)](#) 最高裁判所は、HJ(イラン)の判決の論理的根拠が、被告が持つとされる政治的見解に関するケースに適用されると裁決した。国際人権法、及び欧州人権法の双方に従って、思考、見解、及び表現の自由の権利は、信奉者と同様、非信奉者も保護し、見解を持たない自由、見解を表明しない自由に拡張されるものである。難民法は、抑圧的な政権に対する虚偽の支持を表明することを要求しない。不可知論者に対し、迫害を回避するために信者を装うことを要求しないのと同様である。従って、人に対し、政治的信念を変えること、自分の意見を否定すること(又は意見を持たないこと)又は迫害を回避するために政権が外国の支援を受けることを否定することを要求することはできない。

[HM \(Risk factors for Burmese citizens\) Burma CG \[2006\] UKAIT 00012 \(23 January 2006\)](#)

(1) 一般的に、ミャンマー（ビルマ）を不法に出国したミャンマー（ビルマ）国民は、帰国した際、欧州人権条約（ECHR）第 3 条に反し、権利を侵害された条件の下で投獄される可能性が比較的高い。いかなる方法にせよ、ミャンマー（ビルマ）政府当局が許可していない出国は違法である。これには、承認されている出国という意味で、当該人物が訪問することを許可されていない国への渡航が含まれる。「1950 年ミャンマー（ビルマ）非常事態法（Burma Emergency Act 1950）」第 5(j)条を適用した Van Tha ケースから、同ケースに対する同条項の適用に基づいて、また、パラグラフ 83 に定められた出国の要件に対する違反の結果として、この結論を導き出すことは正当であると考えられる。

(2) 一般的に、ミャンマー（ビルマ）国民が有効なミャンマー（ビルマ）のパスポートを所持せずに英国からミャンマー（ビルマ）に帰国した場合、投獄の現実的なリスクを負う。

(3) 英国に滞在するミャンマー（ビルマ）国民は、同人名義の失効したパスポートを大使館に提示できない限り、ロンドン在留のミャンマー（ビルマ）政府当局からパスポートの発行を認められる可能性は低い。

(4) (1)及び(2)に該当する人物が庇護申請を却下されたことをミャンマー（ビルマ）政府当局が検知した場合、当該人物による違法な出国及び/又は入国に対する量刑は、大きな影響

を受ける可能性が高い。こうした人物を英国から送還することは、「難民条約(Refugee Convention)」第 3 条に違反する。当該人物が庇護申請を却下された事実をミャンマー（ビルマ）政府当局が検知するか否かは、当該人物が帰国の際に尋問を受ける可能性が高いことを考慮しつつ、ケース独自の事実に基づいて判断する必要がある。

(5) (1)及び(2)に該当しない人物が庇護を申請したという根拠をミャンマー（ビルマ）政府当局が持っていたとしても、当局が当該人物を反体制派であると見なす理由が無い限り、英国で庇護を申請したという理由により、ミャンマー（ビルマ）に帰国した際に、迫害、又は第 3 条に反する虐待を受ける現実的なリスクを負うか否かは明らかではない。

### 3. 申請の主な種別

3.1 本セクションは、ミャンマー（ビルマ）に居住する権利を持つ人物が、人権(明示的なもの、又は黙示的なものに関わらず)に基づいて提出した庇護、「人道的保護」、及び「裁量許可」に関する各申請の主な種類を定めている。適切な箇所では、申請を提出した個人が、迫害、違法な殺人、拷問、非人間的又は人間の尊厳を汚す扱い/処罰の対象となる現実的なリスクを負うか否かに関するガイダンスを提供している。また、脅威が非政府系行為者によるものである場合、十分な保護が得られるか否か、国内移住が選択肢として考えられるか否かのガイダンスも提供している。迫害、人道的な保護、十分な保護、及び国内移動に関する法律と政策は、関連する「庇護の手引き」に定められているが、こうした法律と政策が特定の種類の申請にどのような影響を与えるかについては、以下の指示に記載されている。すべての「庇護の手引き」は、Horizon イントラネット・サイトで閲覧可能である。指示書は、英国内務省の以下のインターネット・サイトでも外部に向けて公開されている。

<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/asylum/policyinstructions/>

3.2 それぞれの申請は、申請者が帰国した際、条約に定められた理由—即ち、人種、信教、国籍、特定の社会集団への所属、又は政治的見解—を理由として、迫害の対象となると考えられる合理的な根拠があるか否かを判断するために、評価される。申請を支持するために提出された資料をどの程度重視するかを決定する際には、上級裁判所による [Karanakaran](#) の裁定で見られた考え方を適用する必要がある。（「庇護指令」）「[Considering the asylum claim and assessing credibility](#)」を参照されたい。

3.3 児童が、扶養家族として、又は主体として関わる庇護申請について、ケースワーカーは、「2009 年国境、市民権及び移民法(Borders, Citizenship and Immigration Act 2009)」セクション 55 を十分に考慮しなければならない。英国国境庁(UK Border Agency)による指

示「[Every Child Matters: Change for Children](#)」は、国境庁によるすべての活動において考慮すべき主要な法則を定めている。

**3.4** 申請者が庇護の資格に相当しない場合、「人道的保護」を与えることが妥当か否かについても検討するものとする。庇護申請も、「人道的保護」の申請も却下された場合、「裁量許可(DL)」を当該人物に認めなければならない理由が存在するかもしれない。（「庇護の手引き」の「[裁量許可 \(Discretionary Leave\)](#)」の項を参照されたい）

### 指令(Directive)第 15 条(a)及び(b) /欧州人権条約 (ECHR: European Convention on Human Rights)第 2 条及び第 3 条の検討

**3.5** 指令(Directive)第 15 条(c)に基づく保護の必要性に関する評価は、申請者が難民保護に相当せず、指令(Directive)第 15 条(a)及び(b) 欧州人権条約(ECHR)第 2 条及び第 3 条を広く反映する)に基づく補助的な保護の資格も認められない場合に限り、必要である。ケースワーカーは、「難民条約」に基づく理由、又は第 3 条の最低基準を満たすことにより「人道的保護」の供与に関連付けられる場合、一般化した暴力の状況への帰還を恐れる申請者が庇護を認められるに値することを想起するべきである。

### その他の深刻な人道的状況及び暴力の一般的なレベル

**3.6** 国の一般的な状況一例えば、水、食料、及び基本的な住宅の不足一が許容範囲を超え、極端なケースでは、帰国自体が非人間的又は人間の尊厳を貶める扱いとなる場合があるかもしれない。意思決定者は、入手できる出身国別情報を参照し、申請者が帰国した際、国の状況及び帰国する地域がどのような影響を与えるかを考慮する必要がある。考慮すべき要素は、申請者の年齢、性別、健康状態、申請者の子どもが受ける影響、その他の家族状況、及び受けられる支援サービスの構造などである。国家がこれらの資源を与えないとすると、それは、条約に違反する迫害、及び欧州人権条約 (ECHR)第 3 条の違反に相当することを念頭に入れておくべきである。

**3.7** 欧州人権裁判所(ECtHR : European Court of Human Rights) による [Sufi & Elmi v UK](#) の判決の結果を踏まえ、人道的危機が主に紛争当事者の直接的及び間接的な行動によるものである場合、食料、衛生、住宅など申請者の最も基本的な必需品、及び虐待に対する脆弱性を考慮する必要がある。これらのいずれかの判定基準に当てはまる申請者は、「人道的保護」を受ける資格がある。

### 3.8 信頼性の高さ

**3.8.1** 本ガイダンスは信頼性の高さを最優先して作成されたものではない。ケースワーカーは、入手できるあらゆる情報に基づいて、信頼性を判断する必要がある。信頼性の高さに関するガイダンスについては、「セクション 4—庇護指示における意思決定(Section 4—Making the Decision in the Asylum Instruction) [Considering the asylum claim and assessing credibility](#)」を参照されたい。ケースワーカーは、各庇護申請が過去の英国ビザ申請と照らし合わせてチェックされたことを確認しなければならない。庇護申請が過去のビザ申請と同一人物によるものであれば、既に情報が英国国境庁のファイルに入っているはずである。その他すべてのケースでは、CRS データベースで同一人物によるビザ申請が無いことをチェックするに留めるものとする。庇護申請と同一人物によるビザ申請の確認は、ビザ申請を処理したビザ発行所からビザ申請用紙(VAF: Visa Application Form)を入手することを含め、申請者との面談の前に行っておくものとする。

### **3.9 ミャンマー（ビルマ）における反政府組織/反対政党への関与**

**3.9.1** ミャンマー（ビルマ）で反政府の民主主義推進組織/政党に関わったことを理由に、ミャンマー（ビルマ）政府当局から迫害に相当する虐待を受けたとして、庇護申請又は人権に関する訴えを提出している人々がいる。

**3.9.2 扱い.** ミャンマー（ビルマ）は選挙制の民主主義ではない。長年に亘り、行政、立法、及び司法の権力を支配してきた軍は、慎重に 2010 年の全国選挙の選挙枠組みを作成したが、これは自由でも公正でもないものであった。選挙によって可決・執行された 2008 年憲法の起草プロセスは、軍に厳重に管理され、国民民主連盟(NLD: National League for Democracy)など重要な利害関係者を排除して行われた。憲章は議会の設置、及び大統領を文民とすることを定めているが、軍の優位を確立し、「連邦の解体又は国家の団結が危ぶまれる」と軍が判断する場合、軍が文民政府を解散させることを認めている。<sup>24</sup>

**3.9.3** ミャンマー（ビルマ）の国民議会、及び 14 の管区・州の議会は、2012 年、軍の支配が正式に終わって以来、初めて丸一年に亘り機能した。閣僚の地位は殆ど元将校が占め、現役の将校は、憲法により、防衛大臣、内務大臣、及び国境問題安全保障大臣の地位を保証されている。多くの元軍人が、軍が後立てをする連邦団結発展党(Union Solidarity and Development Party)の重要な地位に就いている。<sup>25</sup>

**3.9.4** 結社と集会の自由は、軍事政権時代よりは尊重されているが、集会と公的な表明の自由を制限する法律を廃止する試みは体系的に行われなかった。当局は、依然として大規

---

<sup>24</sup> Freedom House, Freedom in the World 2013; Burma, 2013 年 1 月

<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/burma>

<sup>25</sup> Human Rights Watch, World report 2013: Burma, 2013 年 1 月 31 日

<http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/burma>

模なデモ活動による政情不安を恐れているとされ、抑圧的な群衆支配作戦に頼っている。2012 年 11 月、治安部隊は、ミャンマー（ビルマ）北部のレパダウン(Letpadaung)銅山の拡張に反対する僧侶と村民による抗議活動を武力によって離散させた。この襲撃は、抗議者らに莫大な打撃を与え、大規模な抗議に発展し、警察高官が謝罪するという例外的な結果に繋がった。2012 年に決起されたその他の集会は、実質的に違法なものも含め、ほぼ平穏に終了した。<sup>26</sup>

**3.9.5** 2010 年、「政党登録法(Political Party Registration law)」は、新政党の登録期間を僅か 60 日と定め、既存政党に登録を義務付け、服役中の党員の除名を各政党に命じた。しかし、2012 年の補欠選挙では、政党の結成と党員の動員に関し、制限は緩和され、多少の妨害があったという報告が成されるに留まった。国民民主連盟(NLD)など多くの政党が、全国で集会・大集会を開催した。<sup>27</sup>

**3.9.6** 2012 年 4 月、国民民主連盟(NLD)は、国民議会の両院の補欠選挙に参戦した。同党は、下院で争われた 37 議席をすべて獲得した。そのうちの 1 議席はアウン・サン・スー・チー(Aung San Suu Kyi)が獲得した。上院では、争われた 6 議席のうち 4 議席を国民民主連盟(NLD)が、その他の 2 議席を連邦団結発展党(USDP: Union Solidarity and Development Party)とシャン民族民主党(SNDP: Shan Nationalities Democratic Party)が獲得した。しかし、紛争で荒廃したカチン州の 3 つの選挙区で、投票が延期された。<sup>28</sup>

**3.9.7** 1989 年以降、15 年間に亘って自宅で軟禁され、その他にも移動の制限をかけられていたアウン・サン・スー・チーは、国内外の移動の権利を再び認められ、6 月にヨーロッパに渡航し、1991 年ノーベル平和賞を受賞するためにオスロ(Oslo)も訪問した。9 月には、米国を訪問し、その民主主義及び人権を求める平和的な闘争を表彰し、自宅軟禁中であった 2008 年に授与された議会名誉黄金勲章(Congressional Gold Medal)を受賞した。<sup>29</sup>

**3.9.8** しかし、元政治犯らは、移動と教育の制限を含め、迫害を受け続けている。ミャンマー内務省は、民主主義推進家、人権活動家、公益弁護士、及びジャーナリストなどを含む多くの元政治犯に対し、パスポートの発行を拒否し、海外渡航を禁止している。<sup>30</sup>

---

<sup>26</sup> Freedom House, Freedom in the World 2013; Burma, 2013 年 1 月

<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/burma>

<sup>27</sup> Freedom House, Freedom in the World 2013; Burma, 2013 年 1 月

<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/burma>

<sup>28</sup> Freedom House, Freedom in the World 2013; Burma, 2013 年 1 月

<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/burma>

<sup>29</sup> Human Rights Watch, World report 2013: Burma, 2013 年 1 月 31 日

<http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/burma>

<sup>30</sup> Human Rights Watch, World report 2013: Burma, 2013 年 1 月 31 日

<http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/burma>

**3.9.9** 多くの元政治犯が一般受刑者に対する恩赦の一部として釈放された。受刑者の大量釈放は、ミャンマー（ビルマ）ではよくあることで、1 年又は 2 年ごとに行われる。数百人、数千人の受刑者が恩赦の名目で釈放され、その中には政治犯が数人含まれる場合が多い。<sup>31</sup>

**3.9.10** 2011 年 5 月 16 日、新たに就任したテイン・セイン大統領は、すべての受刑者の刑期を 1 年短縮し、死刑を終身刑に減刑すると宣言した。その結果、72 人の政治犯が釈放された。2011 年 10 月 12 日の一般受刑者に対する恩赦では、約 300 人の政治犯が釈放された。過去、ミャンマー（ビルマ）で行われた同様の恩赦に倣い、政治犯の釈放は少なかった。2012 年 1 月 2 日、予想されていた政治犯に対する恩赦の代わりに、政府は再び減刑を行った。30 年以上の刑期を務める受刑者は、懲役 30 年に短縮された。20 年～30 年の刑期は 20 年に短縮された。20 年未満の刑期を務める受刑者は、刑期の 4 分の 1 を短縮された。これにより、受刑者 34 人が釈放された。過去、こうした釈放が変化の兆候を示す指標となった試しはない。独裁者が国際社会からの批判を和らげるため、前向きな宣伝として恩赦を利用したに過ぎない。<sup>32</sup>

**3.9.11** しかし、Min Ko Naing など 88 世代学生グループ(88 Generation Students)のリーダーを含め、殆どの年長の政治犯は、60 年以上の刑期を務めている。いかに減刑されようと、30 年の刑期は終身刑に等しい。テイン・セイン大統領は、改革を約束したが、進歩を示す主要な行為の 1 つー政治犯全員の釈放ーを実行できなかった。テイン・セイン政権は、政治犯の存在すら正式に否定した。2011 年 2 月、国連は、ミャンマー（ビルマ）の人権記録に関するインタビューを行ったが、その一部の政治犯に関する質問への返答の中で、ミャンマー（ビルマ）政府は次のように述べた：「政治犯」又は「良心の囚人」と呼ばれる人々は、法に違反したために収監されているのであって、その政治理念のためではない。

但し、外交官との私的会合の場で、政治犯の存在が確認されている。<sup>33</sup>

**3.9.12** Burma Partnership のウェブサイトは、テイン・セイン大統領府が、各省庁に対し、ブラックリストに残る 4,000 人の名前を消去することを求めたと報じている。同ウェブサイトは、帰国した国外追放者数人が、「国家に危害を与える」行為を一切行わないという同意書に署名を求められたと報告している。この同意書には、国外追放者は、政府を軽

---

<sup>31</sup> Burma Campaign, Burma Briefing Political Prisoner releases in Burma, 2012 年 1 月 10 日更新  
<http://www.burmacampaign.org.uk/images/uploads/16-Political-Prisoner-Releases.pdf>

<sup>32</sup> Burma Campaign, Burma Briefing Political Prisoner releases in Burma, 2012 年 1 月 10 日更新  
<http://www.burmacampaign.org.uk/images/uploads/16-Political-Prisoner-Releases.pdf>

<sup>33</sup> Burma Campaign, Burma Briefing Political Prisoner releases in Burma, 2012 年 1 月 10 日更新  
<http://www.burmacampaign.org.uk/images/uploads/16-Political-Prisoner-Releases.pdf>

視する行為に関与しないこと、また、国家の安定を脅かす行為に参加せず、そうした出版物を発行しないことにより、政府の「温情」に応えることができると記されているが、これは、軍事政権が用いていた文言を想起させるものである。<sup>34</sup>

**3.9.13** 2013年2月9日、ミャンマー政府は、政治犯に対する恩赦を検討する委員会の設置を進めることを宣言した。ミャンマーでは、重大な犯罪をでっち上げられて起訴された若しくは有罪判決を受けた人々、恣意的に勾留された人々、又は平和的な政治活動を唯一の理由として投獄された人々が、「良心の囚人」として、今でも多く収監されている。<sup>35</sup>

**3.9.14** 2013年3月付のある報告書で、国連特別報告官(UN Special Rapporteur)は、以前、インsein刑務所(Insein Prison)収監中に訪問した Gambira や Khaymar Sara を含め、最近釈放された「良心の囚人」と会談した。自由になった元受刑囚らとの再会を喜ぶ一方で、生活の立て直しに関して彼らが直面する困難や、釈放後再び勾留される可能性に対し、憂慮を示した。特別報告官は、釈放された元政治犯ら、中でも虐待を受けた者、又は長期間に亘り独房に収監されていた者に対し、適切な医療や心理社会的サービスを提供することは、国家の義務であると繰り返した。多くの元政治犯が、職探し又は教育の継続の面で困難に遭遇することを踏まえ、社会復帰を支援することも重要である。更に、多くの元政治犯は、今でもパスポートの発行を拒否され、海外に渡航することができない。また、医療や法の専門家の一部は免許を剥奪されている。<sup>36</sup>

**3.9.15** 2011年及び2012年、ミャンマー政府は、議員が民主主義に基づく権利について発言することを認めた。議員に与えられた発言時間は非常に短かったが、その演説内容の多くは国内で報道され、発言のために議員が嫌がらせを受けることも無かった。<sup>37</sup>

**3.9.16** ミャンマー（ビルマ）は、軍事政権から半文民政府への歴史的な移行に伴い、報道規制を緩和した。禁止・追放処分を受けた報道機関と関係を持つ者を含め、少なくとも12人のジャーナリストが、一連の恩赦で釈放された。政府は発行前の検閲—このプロセスのために民間紙は週報を発行せざるを得なかった—を廃止し、野党のリーダーであるアウン・サン・スー・チーに関するニュースなど、以前であれば禁止されていた多くの話題の

---

<sup>34</sup> Burma Partnership, No More Than a Semblance of Freedom of Assembly, Association and Expression, 2012年10月22日  
<http://www.burmapartnership.org/2012/10/no-more-than-a-semblance-of-freedom-of-assembly-association-and-expression/>

<sup>35</sup> Amnesty International, New Myanmar prisoner amnesty committee needs wider mandate, 2013年2月8日 <http://www.unhcr.org/refworld/country,...MMR..511a0110481.0.html>

<sup>36</sup> 国連人権理事会, Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar, 2013年3月6日, paragraph 10 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/513f10a37e.htm>

<sup>37</sup> Freedom House, Freedom in the World 2013; Burma, 2013年1月  
<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/burma>

報道を許可した。しかし、政府は、約束に反し、検閲機関の解体を実行せず、各新聞社に対し、公式な発行後検閲のために新聞のコピーを提出することを求めている。「1962 年印刷業者・出版業者法(1962 Printers and Publishers Act)」、「電子通信法(Electronic Act)」及び「200 年インターネット法(2000 Internet Law)」など、一部の規制は残存している。Voice Weekly と Envoy の 2 つの新しい雑誌は、検閲に関するガイドラインに違反したとして、8 月に一時的に活動を禁止された。政府は、外国人ジャーナリストの入国を認め始めているが、一部ジャーナリストは依然としてビザの発行を拒否されている。新しい報道法の草案の内容が漏れ、報道の自由が保証されないことが判明したため、ジャーナリストの反対に遭い、法の可決が延期された。ミャンマー鉱山省(Ministry of Mines)内の汚職の疑いを報じたとして、政府が The Voice 紙に対して起こしていた名誉棄損の訴えは、新聞社を抑圧するために法廷を利用する方向への移行の可能性を示唆している。<sup>38</sup>

**3.9.17** ミャンマー国内で、法律家、活動家、農民、及び村民は、土地の没収、採掘プロジェクト、及び電力不足、ラングーン(Rangoon)にある文化遺産の建築物の保存、及び、国内全土の平和の必要性など、一連の死活的問題について抗議を続けた。政府にとってデリケートな問題に関して声を上げる者は、当局によって勾留、起訴、又は恐喝の対象とされる。2012 年 10 月時点で最も大きな裁判の一つは、2012 年 9 月 21 日の平和的な抗議活動を組織した 13 人に対するものである。被告らは、許可無しで抗議活動を行ったとして、ラングーンの 10 の管区で裁判にかけられている。被告らは殆ど毎日法廷尋問に出席することを求められ、ラングーンを出る予定がある場合は、当局に申告しなければならない。<sup>39</sup>

**3.9.18** 一方、2012 年 10 月 15 日、数千人の僧侶と陪審員が、6 月からアラカン州で発生している宗派間の武力闘争により避難を余儀なくされたイスラム教徒を支援するために、ラングーンに事務所を開設するという、イスラム協力機構(OIC: Organisation of Islamic Cooperation)の計画に反対して、4 つの都市でデモ活動を行った。政府はこの抗議活動を妨害しなかった。また、抗議活動の組織者又は参加者が、許可無しで抗議を行ったとして起訴されたという報道も無い。実際、政府は抗議者らの主張を聞き入れ、「民衆の希望に反する」として、イスラム協力機構(OIC)が事務所を開設することを許可しないと宣言した。2011 年 12 月に可決された「平和的なデモ活動及び集会法(Peaceful Demonstration and Gathering Law)」は、デモ活動家を保護する上では殆ど役に立たず、反対に、政府が平和的なデモ活動家を逮捕することを合法化するものである。この法律は、抗議活動家に対し、いかなる集会を開く場合でも、5 日前に許可を得て、スローガンを提出して承認を得ること

---

<sup>38</sup> ジャーナリスト保護委員会, Attacks on the Press in 2012 – Burma, 2013 年 2 月 14 日  
<http://www.unhcr.org/refworld/country,...MMR,,512b79d931,0.html>

<sup>39</sup> Burma Partnership, No More Than a Semblance of Freedom of Assembly, Association and Expression, 2012 年 10 月 22 日  
<http://www.burmapartnership.org/2012/10/no-more-than-a-semblance-of-freedom-of-assembly-association-and-expression/>

を義務付けている。同法は、また、抗議活動の全参加者が、許可を申請しなければならないとしている。この法律は、抗議活動を行う権利を保護するのではなく、当局が沈黙させたいと考える抗議活動家を起訴・勾留するために、関係者の連絡先と情報を提供するものである。<sup>40</sup>

**3.9.19** Human Rights Watch World レポートによると、ミャンマー（ビルマ）政府は、穏健な活動家、法律家、及びジャーナリストを投獄するために、「非合法結社法(Unlawful Associations Act)」、「電子通信法(Electronics Act)」、「ミャンマー（ビルマ）国家保護法(State Protection Act)」、「緊急規定法(Emergency Provisions Act)」など、未だに有効なその他の法律を適用している。<sup>41</sup> 2012 年 3 月、ミャンマーの人権状況に関する特別報告官は、平和的な抗議活動に参加している人々の逮捕と勾留が続いている事実は、「平和的な集会及び平和的な行進法(Peaceful Assembly and Peaceful Procession Act)」の欠点を反映するものであると報告し、警察による抗議活動への対処に懸念を表明した。<sup>42</sup>

**3.9.20** 2013 年 1 月、Human Rights Watch は、2012 年 9 月以降、当局がラングーンとモンユワ(Monywa)における抗議活動の申請を虚偽の理由により却下し、Salingyi 郡 Sagaing 管区 Monywa 付近で行われた採掘反対の抗議活動を厳しく弾圧し、活動家らの基本的権利の行使を保護するためではなく、起訴するために「平和的な集会法(Peaceful Assembly Act)」を適用した。また、政府は抗議活動家らに対し、過剰な武力を行使した。<sup>43</sup>

**3.9.21** アジア人権協議会(Asian Human Rights Commission)によると、多くの活動家グループや活動家が、逮捕や、数時間に亘る尋問など、様々な形態の嫌がらせを受けているという。国連の現地職員を含め、ミャンマー（ビルマ）西部の紛争地域の報告や写真を送ったとして逮捕・起訴された者もいる。これらの人々の一部は、尋問センターで外部との接触を断たれた状態に置かれているが、こうした尋問センターは、拷問により自白を引き出すことに多く使われている。<sup>44</sup>

---

<sup>40</sup> Burma Partnership, No More Than a Semblance of Freedom of Assembly, Association and Expression, 2012 年 10 月 22 日  
<http://www.burmapartnership.org/2012/10/no-more-than-a-semblance-of-freedom-of-assembly-association-and-expression/>

<sup>41</sup> Human Rights Watch, World report 2013: Burma, 2013 年 1 月 31 日  
<http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/burma>

<sup>42</sup> 国連人権理事会, Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar, 2013 年 3 月 6 日, *D. Freedom of assembly and association, paragraphs 26 and 30*  
<http://www.unhcr.org/refworld/docid/513f10a37e.html>

<sup>43</sup> Human Rights Watch, Burma: Drop Charges Against Peaceful Protesters, 2013 年 1 月 13 日  
<http://www.hrw.org/news/2013/01/13/burma-drop-charges-against-peaceful-protesters>

<sup>44</sup> アジア人権協議会、ミャンマー（ビルマ）: The State of Human Rights in 2012, 2012 年 12 月 10 日, ページ 18

**3.9.22** 2013年3月付の国際人権連盟(International Federation for Human Rights)の報告書によると、ミャンマー政府は、平和的な集会の権利を今でも厳しく制限しているという。政府の厳格さは、政府が白リン弾を使って平和的な抗議活動家らを弾圧した2012年11月のSagaing管区レパダウン銅山の事件により、国際的に知られることとなった。この事件で、多くの僧侶や民間人が重傷を負った。2011年12月の「平和的なデモ活動及び集会法(Peaceful Demonstration and Gathering Law)」は、人権侵害に対して平和的に抗議している人々を弾圧するために頻繁に利用されている。「刑事訴訟法(Criminal Procedure Code)」セクション401は、釈放された政治犯が既存の法律に違反した場合、再逮捕し、元の刑期の残りを務めさせることを定めており、これにより、更なる抗議活動を抑止している。<sup>45</sup>

**3.9.23** 政治犯支援協会(Assistance Association for Political Prisoners)は、2012年1月から同年12月までの間に、少なくとも120人が、起訴理由を知らされることなく違法に勾留されたと報じている。釈放された人々の多くは、今後、裁判にかけられるか否かも分からないという。紛争地域を脱出した民族、また、土地や資源を没収され、政府が後ろ盾をする事業や事業者に反対する抗議者らは、特に標的となり易い。<sup>46</sup>

[保護の行為者\(Actors of protection\)](#) (上記セクション2.3)

[国内移動\(Internal relocation\)](#) (上記セクション2.4)

[判決例\(Caselaw\)](#) (上記セクション2.5)

も参照されたい。

**3.9.24** 結論. RT (Zimbabwe)のケースにおいて、最高裁判所は、HJ (Iran)の判決の論理的根拠が政治的見解の所持にも拡張して適用されるとした。何人も、迫害を受けないために、自身の政治上の信念を変える・否定する、又は信念を持たないことを変える・否定することを求められることはない。

**3.9.25** 新政権樹立直後の数ヵ月における一連の改革は、数十年に亘る国際的な孤立の時代が終わることを予想させた。しかし、ミャンマー（ビルマ）では、表現、結社、及び平和的な集会の自由は依然として概ね制限されている。一部の平和的な政治的デモ活動を許可するなど、多少の規制緩和は見られるが、それ例外の抗議活動は、武力で離散させられ、政府にとってデリケートな問題について声を上げた者は、当局によって勾留、起訴、又は

---

[www.humanrights.asia/resources/hrreport/2012/ahrc-spr-004-2012.pdf/at\\_download/file](http://www.humanrights.asia/resources/hrreport/2012/ahrc-spr-004-2012.pdf/at_download/file)

<sup>45</sup> 国際人権連盟, Burma not ready for rights-compliant investment, 2013年3月14日

<http://www.fidh.org/Burma-not-ready-for-rights-1296913>

<sup>46</sup> 政治犯支援協会(ミャンマー（ビルマ）), 2012 annual report, 2013年3月4日 *The Year in Review*

[http://www.aappb.org/AAPP\\_2012\\_annual\\_report.pdf](http://www.aappb.org/AAPP_2012_annual_report.pdf)

恐喝の対象とされる。元政治犯も依然として迫害を受けるリスクを負っている。ミャンマー（ビルマ）の状況が流動的であることを踏まえ、また、勾留の条件が第 3 条に違反する可能性が高いものであることを考え、ケースワーカーは、それぞれのケースを慎重に、個別の事実に基づき、入手できる最新の出身国別情報に照らし、また、申請者個人の背景に沿って、検討する必要がある。申請者が、自身の政治的見解のために迫害を受ける深刻なリスクを証明できる場合、庇護を認めることが妥当である。

### **3.10 英国における民主主義推進デモ活動への参加/関与**

**3.10.1** 英国において反対政党/反政府組織と関わりを持つことを理由に、ミャンマー（ビルマ）政府当局から迫害に相当する虐待を受けたとして、庇護申請又は人権に関する訴えを提出している申請者がいる。英国におけるこれらの人々の活動は、ロンドンにあるミャンマー（ビルマ）大使館前でのデモ活動への参加が中心である。

**3.10.2 扱い.** 2011 年 2 月 4 日付の書簡の中で、ラングーンにある英国大使館で勤務する外務英連邦省(FCO) 職員は、ミャンマー（ビルマ）以外でデモ活動に参加しているミャンマー（ビルマ）国民に関する英国国境庁からの問い合わせに対し、大使館職員は、ミャンマー（ビルマ）に帰国し、英国における活動のために逮捕されたミャンマー（ビルマ）国民について、個人的に認識はしていないと返答している。大使館による評価は、特にリスクが高いのは、大集会のリーダー、又はミャンマー（ビルマ）国内で反政府活動の履歴を持つ人物であるとした。<sup>47</sup>

**3.10.3** 2011 年 2 月 4 日付の外務英連邦省(FCO)からの書簡は、続けて次のように記している：

- 1) ミャンマー（ビルマ）大使館前でのデモ活動に参加したミャンマー（ビルマ）国民は、記録されている可能性が非常に高く、これらの記録がミャンマー（ビルマ）のミャンマー（ビルマ）移民局に送られていることは間違いない。
- 2) こうしたデモ活動に定期的に参加しているミャンマー（ビルマ）国民は、写真に収められ、ミャンマー（ビルマ）政府当局によって身元が把握されている可能性が非常に高い。
- 3) こうした人物がミャンマー（ビルマ）に帰国し、ミャンマー（ビルマ）政府当局の注意を喚起する更なる要因がある場合、帰国した際に迫害、投獄、及び虐待を受ける現実的なリスクがある。<sup>48</sup>

**3.10.4** 外務英連邦省(FCO)は、COI サービスに宛てた 2011 年 12 月 21 日付の E メール

---

<sup>47</sup> 2011 年 2 月 4 日付の FCO からの書簡 (COI サービスに請求することにより入手可能)

<sup>48</sup> 2011 年 2 月 4 日付の FCO からの書簡 (COI サービスに請求することにより入手可能)

中で、英国でデモ活動に参加したミャンマー（ビルマ）国民に関する見解は、2011 年 2 月 4 日の書簡から変わっていないとした。但し、国外追放を解かれて帰国する人々を歓迎するというミャンマー（ビルマ）政府の呼びかけがあったため、逮捕・迫害のリスクは低くなったと考えられるとした。<sup>49</sup>

**3.10.5** エーヤワディ・ニュース・マガジン(Irrawaddy News Magazine)は、2011 年 10 月 28 日の記事で、ミャンマー（ビルマ）政府は、国外追放になった政治犯が、ミャンマー（ビルマ）に帰国しても安全であると感じられるような政策又は措置を採っていないと報じた。同報告書は、殆どのミャンマー（ビルマ）人国外追放者が、依然として安全に帰国できることに對する不安を持っており、政府の呼びかけに応じて実際に帰国した者は非常に少数であるとしている。また、同情報源は、バンコク(Bangkok)のミャンマー（ビルマ）大使館が、帰国することを希望する国外追放者は、国家に損害を与える可能性のある言動を避ける、国家の安定を脅かす可能性のある書物、発言、及び請願を発しない、違法な組織と関係を持たない、破壊的行為や迷惑行為を避ける、及び、国家に忠誠をつくして法を遵守する、の 5 項目から成る誓約書に署名しなければならないと伝えたとしている。更に、同報告書は、外国で既に庇護申請を提出した国外追放者が帰国を望む場合、渡航文書と身分証明書を大使館に提出し、新たな身分証明書簡を入手しなければならないと記している。ミャンマー（ビルマ）に帰国した国外追放者が再び海外渡航を認められるか否かについては、明言されていない。<sup>50</sup>

**3.10.6** Burma Campaign UK は、2011 年 9 月、次のように報じた：ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告官は、現在の状況では、当局を批判する意見を表明する意思を固めた者は、恣意的に逮捕されるリスクを負うとして、国外追従者に対し、ミャンマー（ビルマ）に帰国した場合、逮捕される可能性があることを警告した。<sup>51</sup>

**3.10.7** 国内避難民監視センター(IDMC: Internal Displacement Monitoring Centre)のアジア担当の国別分析官が、カナダ移民・難民委員会(Immigration and Refugee Board of Canada)と交わした 2007 年 7 月 27 日付の通信によると、ミャンマー（ビルマ）を出国した人々が膨大な数に上るため、ミャンマー（ビルマ）政府は、国外に居住するすべての国民の活動を監視できる状況にないという。迫害又は人権侵害を理由としてミャンマー（ビルマ）を脱出した人々の人数は 300 万人と推定される。但し、特定のケースで、ミャンマ

---

<sup>49</sup> COI サービスに宛てた 2011 年 12 月 21 日付の E メール (COI サービスに請求することにより入手可能)

<sup>50</sup> エーヤワディ・ニュース・マガジン, Invitation to Return Falls Flat Among Exiles, 2011 年 10 月 28 日  
[http://www.irrawaddy.org/article.php?art\\_id=22346](http://www.irrawaddy.org/article.php?art_id=22346)

<sup>51</sup> Burma Campaign UK, Burma Briefing No.15, Political events in Burma: New or recycled? 2011 年 9 月  
<http://burmacampaign.org.uk/images/uploads/15-Political-Events-in-Burma-New-or-Recycled.pdf>

ー（ビルマ）に居住していた間に既に政治活動に関わり、ミャンマー（ビルマ）政府の注意を喚起していた国民の活動をビルマ政府が監視することは考えられる。しかし、こうした人々がミャンマー（ビルマ）を出国する許可を得られる可能性は低くなる。現在国外に居住するミャンマー（ビルマ）人政治活動家の大部分は、1980年代後半～1990年代初頭に、政府と武力闘争をしていた少数民族の助けを借りて、違法に国境を越えることにより出国した。その多くは政治的見解のため、未だに帰国できないでいる。<sup>52</sup>

**3.10.8** 2012年10月、The Independent 紙は、民主改革が進み、テイン・セイン大統領による帰国の呼びかけに応じた国外追放者らは、政府を批判しないこと、また、「国家に損害を与える」行為を一切しないことを誓約する文書に署名することを求められたと報じている。活動家らは、政府のこうした命令は、ミャンマー（ビルマ）の改革が限定的であることを露見していると主張した。2011年の夏、更に翌年の春、テイン・セイン大統領は、「様々な理由」によりミャンマー（ビルマ）を脱出した数千人、数百万人のミャンマー（ビルマ）国民に帰国の呼びかけた。教師、エンジニアを含め、教育を受けた労働者の不足に悩まされ、政府は、これらの人々に対し、雇用支援や事業開発援さえ申し出た。しかし、一部の国外追放者にとって、この呼びかけは条件付きである。抑圧を避けるため、又は、特に政治活動家にとっては職を探すため、出国したミャンマー（ビルマ）人の多くは、ビザの発行を認められる前に5項目から成る誓約書に署名しなければならない。The Independent 紙が入手・翻訳した誓約書のコピーによると、政府の「温情」に応えるため、国外追放者は、(1) 国家を軽視する行動を避ける、(2) 国家の安定を脅かす行動を避ける、国家の安定を脅かす行動をとるように他者に働きかけない、国家の安定を脅かす可能性のある政府に批判的な書物を発行しない、(3) 違法な組織と関係を持たない、(4) 反政府的な行動を避ける、及び、(5) 政府に感謝の意を示して法を遵守する、の5項目に同意しなければならないという。<sup>53</sup>

**3.10.9** 最近数ヵ月で帰国した数百人の国外追放者は、元活動家や反体制者であり、未だに軍の後ろ盾を持つ建前上の文民政府にとって脅威となる可能性を持っている。2012年8月に、政府がビザ発行のブラックリストに載っている2,000人の名前を消去すると発表したため、帰国者の数は増えると考えられる。ブラックリストには、元米国務長官マデレーン・オルブライト(Madeleine Albright)、アウン・サン・スー・チーの2人の息子、及びベテランのオーストラリア人リポーターJohn Pilger が含まれていた。誓約書に違反した者にどの

---

<sup>52</sup> カナダ移民・難民委員会, Whether the government monitors the activities of its citizens who travel to, or live in, Canada or other countries, especially if those citizens are engaging in political activities abroad in which they criticize the government (2005年～2007年8月), 2007年8月7日  
[http://www.irb-cisr.gc.ca:8080/RIR\\_RDI/RIR\\_RDI.aspx?id=451430&l=e](http://www.irb-cisr.gc.ca:8080/RIR_RDI/RIR_RDI.aspx?id=451430&l=e)

<sup>53</sup> The independent, Burma's exiles can return - if they promise to be good, 2012年10月19日  
<http://www.independent.co.uk/news/world/asia/burmas-exiles-can-return-if-they-promise-to-be-good-8217108.html>

ような制裁が下されるかは不明である。しかし、政治活動家らによると、2010 年 11 月の選挙後にテイン・セイン大統領が改革にわかに推進したにも拘らず、国外追放者に帰国を躊躇させるような出来事がいくつか発生しているという。<sup>54</sup>

**3.10.10** 2012 年 8 月に、移民「ブラックリスト」上の 2,000 人の名前を消去するとした発表に加え、ミャンマー（ビルマ）政府は、反逆罪に問われている国民、又は外国で庇護申請を認められた国民の帰国を許可しないと発表した。この悪名高いリストには、約 4,000 人の名前が残っている。同リストから名前を消去された反体制派は、この流れを慎重に歓迎した。但し、テイン・セイン政権は政治改革やその他の改革を推進してはいるが、いつでも予告せずに決定を覆せるとして、懸念を示している。「ミャンマー（ビルマ）に帰国して仕事をするべきか否かは、それぞれの個人及び集団が決定することである。ミャンマー（ビルマ）の現状は明らかになっていない—決定を下せるほど明らかではない。いつ何時逮捕されるかは分からない。」国外に退去したミャンマー（ビルマ）法律家連盟(Burma Lawyers Council)の元秘書 Aung Htoo はこう語った。<sup>55</sup>

**3.10.11** The Independent 紙は、2008 年に出国していた法律家で活動家の Saw Kyaw Kyaw Min が、2012 年の夏にミャンマー（ビルマ）に帰国したとも報じている。Saw Kyaw Kyaw Min は、担当していた裁判で、裁判官が「これは政治的な動機に基づいたケースである」と発言したことを受け、弁護を担当していた 3 人の被告が裁判官を見限ったため、法廷侮辱罪で起訴された。タイに逃亡していた Saw Kyaw Kyaw Min は、政府の呼びかけに応じて本年春にラングーンに戻ったが、再度、問題の法廷侮辱罪で起訴されてしまった。Saw Kyaw Kyaw Min は、8 月に有罪が確定し、懲役 6 ヶ月の刑に処された。<sup>56</sup> アジア人権協議会によると、Saw Kya w Kyaw Min の起訴は、2 つの面で非常に好ましくないシグナルを発しているという。1 つ目は、この事件は、国外に居住し、帰国を望んでいるミャンマー（ビルマ）人に対し、実際に帰国した場合、以前の犯罪を再び問われないという保証、又は、新たな犯罪で起訴されないという保証が無いことを発信している。2 つ目は、この事件は、国内外のすべての人々に対し、ミャンマー（ビルマ）の裁判所、警察、及びその他多くの主要な公的機関が、近年開始された政治改革以前とほぼ同じ体勢で機能していることを発信している。<sup>57</sup>

---

<sup>54</sup> The independent, Burma's exiles can return - if they promise to be good, 2012 年 10 月 19 日  
<http://www.independent.co.uk/news/world/asia/burmas-exiles-can-return-if-they-promise-to-be-good-8217108.html>

<sup>55</sup> Radio Free Asia, Burma: Blacklist names released, 2012 年 8 月 30 日  
<http://www.rfa.org/english/news/burma/blacklist-08302012184840.html>

<sup>56</sup> The independent, Burma's exiles can return - if they promise to be good, 2012 年 10 月 19 日  
<http://www.independent.co.uk/news/world/asia/burmas-exiles-can-return-if-they-promise-to-be-good-8217108.html>

<sup>57</sup> アジア人権協議会、ミャンマー（ビルマ）：The State of Human Rights in 2012, 2012 年 12 月 10 日、ページ 5

**3.10.12 Human Rights Watch**によると、元政治犯は、移動と教育の制限を含め、迫害を受け続けている。ミャンマー内務省は、民主主義推進家、人権活動家、公益弁護士、及びジャーナリストなどを含む多くの元政治犯に対し、パスポートの発行を拒否し、海外渡航を禁止している。<sup>58</sup> 2013年3月、国連特別報告官は、最近釈放された「良心の囚人」が再び勾留されるリスクを負っていることを報告した。また、医療や法の専門家の一部は免許を剥奪されたとも報告した。<sup>59</sup>

[保護の行為者\(Actors of protection\)](#) (上記セクション 2.3)

[国内移住\(Internal relocation\)](#) (上記セクション 2.4)

[判決例\(Caselaw\)](#) (上記セクション 2.5)

も参照されたい。

**3.10.13 結論.** RT (Zimbabwe)のケースにおいて、最高裁判所は、HJ (Iran)の判決の論理的根拠が政治的見解の所持にも拡張して適用されるとした。何人も、迫害を受けないために、自身の政治上の信念を変える・否定する、又は信念を持たないことを変える・否定することを求められることはない。

**3.10.14** 新政権樹立直後の数ヵ月における一連の改革は、数十年に亘る国際的な孤立の時代が終わることを予想させた。しかし、ミャンマー（ビルマ）では、表現、結社、及び平和的な集会の自由は依然として概ね制限されている。一部の平和的な政治的デモ活動を許可するなど、多少の規制緩和は見られるが、それ例外の抗議活動は、武力で離散させられ、政府にとってデリケートな問題について声を上げた者は、当局によって勾留、起訴、又は恐喝の対象とされる。元政治犯も依然として迫害を受けるリスクを負っている。

**3.10.15** ミャンマー（ビルマ）政府が国外追放者の帰国を歓迎するとの呼びかけを行ったことを受け、逮捕と迫害のリスクは一部の人々にとって低くなった可能性がある。しかし、ミャンマー（ビルマ）の状況が流動的であることを踏まえ、ケースワーカーは、それぞれのケースを慎重に、個別の事実に基づき、入手できる最新の出身国別情報に照らし、また、申請者個人の背景に沿って、検討する必要がある。

**3.10.16** ケースワーカーは、CG ケース [TS \(Political opponents –risk\) Burma CG \[2013\] UKUT 00281 \(IAC\)](#) の評決に照らし合わせて各ケースを検討しなければならない。ある人

---

[www.humanrights.asia/resources/hrreport/2012/ahrc-spr-004-2012.pdf/at\\_download/file](http://www.humanrights.asia/resources/hrreport/2012/ahrc-spr-004-2012.pdf/at_download/file)

<sup>58</sup> Human Rights Watch, World report 2013: Burma, 2013年1月31日

<http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/burma>

<sup>59</sup> 国連人権理事会, Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar, 2013年3月6日, paragraph 10 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/513f10a37e.htm>

物が、反政府活動を行っているという理由で、ミャンマー（ビルマ）で迫害を受けるリスクを負っているか否かを判断するに当たり、こうした活動が勾留のリスクに繋がるか否かを評価する必要がある。ミャンマー（ビルマ）で勾留されるということは、たとえ短期間であれ、欧州人権条約（ECHR）第3条に反し、Qualification Directive の定める迫害/深刻な危害に相当する深刻な虐待を受ける現実的なリスクがある。政権又はミャンマー（ビルマ）連邦の安定に対する脅威と政府当局が見なす人物は、勾留の現実的なリスクを負っている。

**3.10.17** リスクを負っている可能性のある人々の範囲は、政府の転覆を積極的に狙っている（又は狙っていると思われる）人々から、政府に明確に敵対して煩わせている人々まで、幅がある。ある人物が保護を必要としているか否かは、過去と将来の政治活動に左右される。こうした評価は、近年改革の途上にあるが、抑圧の長い歴史を持ち、反対派を厳しく監視し続けている政府を背景にして、成されなければならない。得られた証拠は、国家の解体と権力の喪失に対する不安が継続していることを示している。

**3.10.18** 一般的に、虐待のリスクの問題は、帰国者が帰国後、当局によって勾留されるか否かという点に向かう。

**3.10.19** 英国において、デモ活動への参加、又は政治集会への出席を通じて政府に批判的な意見を表明している人物は、これだけの理由により到着直後に勾留されるほど、ミャンマー（ビルマ）政府当局にとっての大きな懸念材料となることは無い。これは、英国における活動が日和見的なものであるか、又は真剣な考えに基づくものかによらず、また、英国におけるその人物の著名性とは無関係である。

**3.10.20** 英国においてミャンマー（ビルマ）政府に批判的な意見を表明している人物は、ミャンマー（ビルマ）に帰国後、当局から監視される可能性がある。監視の程度は、一般的に、海外での反政府活動の度合いに左右される。

**3.10.21** 帰国後、監視が勾留に繋がる現実的なリスクがあるか否かは、それぞれのケースで、ミャンマー（ビルマ）政府が既に取得している情報について持っている考えと共に、帰国後の監視の結果として政府にもたらされる情報に左右される。政府の意向は、(i) 当該人物が英国でどの程度活動的であったか。例えば、デモ活動を指導した人物、又は政治集会で影響力を持つ人物である、など。(ii) 当該人物がミャンマー（ビルマ）を出国する前に行っていた活動。(iii) 当該人物が帰国後に行う活動。(iv) 当該人物の交友関係。及び (v) 当該人物は、政府がミャンマー（ビルマ）連邦の安定を脅かすと見なされる民族種の出身である、又は、当該人物の活動は、ミャンマー（ビルマ）政府がデリケートな問題と見なす民

族的、地政学的若しくは経済地域的な要素を含んでいる。

**3.10.22** ある人物が負うリスクを判断する鍵は、国家がその人物をどのように見ているかという点である。その人物がミャンマー（ビルマ）で積極的な政治活動に関わる度合いが高ければ高いほど、帰国後に厳重な監視を受けるリスクが高く、勾留の現実的なリスクを伴うことになる。

**3.10.23** 申請者が、自身の政治的見解のために迫害を受ける深刻なリスクを証明できる場合、庇護を認めることが妥当である。

**3.10.24** 申請者がミャンマー（ビルマ）に帰国した場合に勾留される可能性に関するその他の要因(例えば、有効なミャンマー（ビルマ）のパスポートを所持していない、及び/又はミャンマー（ビルマ）を出国する許可を得ていない、など)は、[HM \(risk factors for Burmese Citizens\) Burma CG \[2006\] UKAIT 00012](#) のケースと並行して検討するべきである。不法出国及びその結果の問題は TS で考慮されていないが、上級裁判所は、ミャンマー（ビルマ）で前向きな変化が起こっている証拠があり、これらの変化が定着すれば、短～中期的に現在の国別ガイダンスを見直す必要が出てくることが予想されるとした。

### **3.11 少数民族: ロヒンギャ(Rohingya)、シャン(Shan)族、カレン(Karen)族、モン(Mon)族**

**3.11.1** ミャンマー（ビルマ）で上記のいずれかの少数民族集団に属していることを理由に、ミャンマー（ビルマ）政府当局から迫害に相当する虐待を受けたとして、庇護申請又は人権に関する訴えを提出している人々がいる。

**3.11.2 扱い.** ミャンマー（ビルマ）には 135 以上の異なる民族集団があり、それぞれ独自の歴史、文化、及び言語を持つ。多数派のビルマ(Bamar)族は、人口の約 3 分の 2 を占め、軍と政府を支配している。人口の残りの 3 分の 1 を構成する少数民族は、主に資源の豊かな国境付近の地域、及びミャンマー（ビルマ）の丘陵地帯で暮らしているが、その多くは軍の後ろ盾を持つ政府の土地開発プロジェクトや資源採掘プロジェクトのために土地を没収され、強制的に故郷を追われた。その結果、数百万人の少数民族が国内避難民(IDPs)となるか、隣接国に避難し、難民となった。<sup>60</sup>

**3.11.3** 1983 年の国勢調査によると、ミャンマーの土着民であるビルマ族は、人口の 69%

---

<sup>60</sup> Oxford Burma Alliance, Ethnic Nationalities of Burma, 日付記載無し,  
<http://www.oxfordburmaalliance.org/ethnic-groups.html>

を占めるという。<sup>61</sup>

**3.11.4** 少数民族は人口の 30～40%を構成すると推測され、少数民族が居住する 7 つの州は、国土の約 60%を占めている。政府や社会からの少数民族に対する幅広い差別が残存している。政府軍と少数民族の間の緊張は依然として高い。軍は、少数民族が暮らす一部の地域に部隊を配備し、特定の都市、町、及び高速道路を支配している。殺人、殴打、拷問、強制労働、強制退去、及び政府軍兵士による少数民族の女性の強姦などの事件が報告されている。民族武装集団も暴行を働いているとされる。<sup>62</sup>

**3.11.5** 7 つの主な少数民族は、チン(Chin)族、カチン(Kachin)族、カレンニー(Karenni)族(カヤー(Kayah)族とも呼ばれる)、カレン(Karen)族(カイン(Kayin)族とも呼ばれる)、モン(Mon)族、ラカイン(Rakhine)族、及びシャン族である。ミャンマー(ビルマ)は 7 つの州に分かれており、それぞれが 7 つの民族集団の名前を取って名付けられている。また、7 つの地域(以前は「管区」と呼ばれた)があり、主にビルマ族が暮らしている。<sup>63</sup>

**3.11.6** ロヒンギャは、政府によってミャンマー(ビルマ)国民を構成する民族と認められていないため、ミャンマー(ビルマ)中でも最悪の差別と人権侵害に苦しめられている。ロヒンギャの人口は、200 万人近くと推定され、主にラカイン州に居住しているが、その他にも多くがバングラデシュなどの隣接国で難民として暮らしている。<sup>64</sup>

**3.11.7** 2008 年憲法は、ミャンマー(ビルマ)の多くの少数民族に何ら現実的な保護を提供していない。様々な民族集団の多くのリーダーが、憲法が、ミャンマー(ビルマ)の民族の多彩な文化を消滅させることを意図して定められたとして、懸念の声を上げている。Burma Campaign UK は、次のように記している:「憲法は、少数民族のミャンマー(ビルマ)化... [また、]少数民族の居住地域への軍の配備の強化を誘発し、結果として、ミャンマー(ビルマ)軍の配備の後には必ず起こる人権侵害行為の増加をもたらす可能性が高い... 憲法の原則を起草した全国党大会(National Convention)で、権力、自治権、及び民族文化の保護を推す少数民族の代表による提案は、独裁政権によってことごとく却下され

---

<sup>61</sup> IRIN news, Briefing: Myanmar's Rohingya crisis, 2012 年 11 月 16 日

<http://www.irinnews.org/Report/96801/Briefing-Myanmar-s-Rohingya-crisis>

<sup>62</sup> 米国務省, Human Rights Report 2012: Burma, 2013 年 4 月 19 日, Section 6,

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

Oxford Burma Alliance, Ethnic Nationalities of Burma, 日付記載無し,

<http://www.oxfordburmaalliance.org/ethnic-groups.html>

<sup>63</sup> Oxford Burma Alliance, Ethnic Nationalities of Burma, 日付記載無し,

<http://www.oxfordburmaalliance.org/ethnic-groups.html>

<sup>64</sup> Oxford Burma Alliance, Ethnic Nationalities of Burma, 日付記載無し,

<http://www.oxfordburmaalliance.org/ethnic-groups.html>

た。」<sup>65</sup>

**3.11.8** 少数民族集団は、一般的に、自宅では民族特有の言語を使っている。しかし、少数民族が住む地域を含め、政府が支配する国土全体で、ミャンマー（ビルマ）語が公立学校の授業の必須言語となっており、地元の言語を使った授業は限定されている。少数民族の暮らす地域でも、殆どの初等学校及び中等学校では、地元の少数民族の言語を使った授業を行っていない。ミャンマー（ビルマ）国内で、土着民である少数民族の言語で書かれた書物は非常に少ない。子どもを母国語で教育する権利は、進行中の様々な平和交渉で頻繁に要求されている。ミャンマー（ビルマ）政府は、仏教の修道院を母体とする学校、キリスト教の神学校、及びイスラム教のマドラサ(イスラム教の学校)の数を厳しく制限している。<sup>66</sup>

**3.11.9** 実質の無い停戦交渉が続く中、政府勢力と殆どの民族武装集団との戦闘は多少収まった。しかし、ミャンマー（ビルマ）北部では、ミャンマー（ビルマ）軍とカチン独立軍(KIA: Kachin Independence Army)との戦闘が続いていた。<sup>67</sup> 2013年3月、ミャンマーの人権状況に関する特別報告官は、カチン独立機構(KIO: Kachin Independence Organization)又はカチン独立軍(KIA)と繋がりを持つとされるカチン族の男性の逮捕（「非合法結社法(Unlawful Associations Act)」、「爆発物法(Explosive Substance Act)」、及び「緊急規定法(Emergency Provisions Act)」を適用して）、及び、自白を引き出すための拷問が続いていることを報告した。<sup>68</sup>

**3.11.10** ミャンマー（ビルマ）軍は、超法規的殺人、民間人に対する攻撃、強制労働、拷問、略奪、及び対人地雷の使用などの行為に関与し続けている。女性や少女に対する性的暴行は依然として深刻な問題となっており、犯人が裁かれることは稀である。カチン独立軍(KIA: Kachin Independence Army)、及びその他いくつかの民族武装集団も、少年兵の徴用や対人地雷の利用など、深刻な暴行を働いている。<sup>69</sup>

**3.11.11** カチン族の国内避難民は、2012年に9万人に膨れ上がったと推定されているが、ミャンマー（ビルマ）政府は、国際的な非政府機関や国連機関がカチン独立軍(KIA)の支配

---

<sup>65</sup> 米国国務省、2012 Human Rights Report: Burma, 2013年4月19日, Section 6, <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

<sup>66</sup> 米国国務省, Human Rights Report 2012: Burma, 2013年4月19日, Section 6, <http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

<sup>67</sup> Human Rights Watch, World report 2013; Burma, 2013年1月31日 <http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/burma?page=2>

<sup>68</sup> 国連人権理事会, Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar, 2013年3月6日, paragraph 37 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/513f10a37e.html>

<sup>69</sup> Human Rights Watch, World report 2013; Burma, 2013年1月31日 <http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/burma?page=2>

地域にある国内避難民(IDPs)キャンプを訪れて人道支援を提供することを阻止している。暴力と迫害を逃れて中国に脱出したカチン族は歓迎されなかった。中国南部の雲南(Yunnan)省で一時的に暮らす数千人のカチン族の難民は、適切な支援と保護を受けられずにいる。8月、中国は、4,000人以上のカチン族をミャンマー（ビルマ）北部の紛争地域に強制送還した。<sup>70</sup>

**3.11.12** ミャンマー（ビルマ）では、ミャンマー（ビルマ）東部で数十年に亘り続いている紛争によって非難を余儀なくされた 40 万人を含め、55 万人以上が国内避難民となっている。更に 14 万人がタイの難民キャンプで暮らしている。タイには、数百万人のミャンマー（ビルマ）人移民労働者、及び未承認の庇護申請者がいるが、タイ政府の不十分且つ場当たりの政策により、搾取や不必要な勾留、強制送還に遭い、苦しんでいる。<sup>71</sup>

### ロヒンギャ(Rohingya)

**3.11.13** ロヒンギャは、隣国バングラデシュのチッタゴン(Chittagong)地区に居住するベンガル人(Bengali)と民族的な繋がりを持つイスラム教徒の少数民族である。ロヒンギャは、バングラデシュと国境を接し、Maungdaw、Buthidaung、及び Rathedaung の各地域を含むミャンマーのラカイン州に住む百万人のうちの 90%を占めている。ラカイン州北部の住民が主にイスラム教徒である一方、同州の 300 万人の大多数を占めるのは、ラカイン族一仏教徒を中心とする一である。1989 年、当時の軍主導の政府は、州名を植民地時代のアラカンという名称からラカインに変更した。<sup>72</sup>

**3.11.14** 総勢 80 万人～100 万人と推定されるミャンマー（ビルマ）のロヒンギャ及びアラカン(Arakan)(ラカイン)族は、日常生活で頻繁に衝突し、長年に亘り、お互いに敵意を示してきた。歴代のミャンマー（ビルマ）政府はロヒンギャを差別し、ミャンマー（ビルマ）に居住する権利を持たない外国人であると断言してきたが、これは、アラカン族の殆どが抱く共通の思いである。1982 年に、当時の軍事政権によって市民権法が可決され、ロヒンギャがミャンマー（ビルマ）国民から除外され、実質的に無国籍者と定められて以来、国家はこの方針を貫いてきた。<sup>73</sup>

**3.11.15** ロヒンギャが法的身分を持たないことが、アラカン州での緊張に繋がった。法律の

---

<sup>70</sup> Human Rights Watch, World report 2013; Burma, 2013 年 1 月 31 日

<http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/burma?page=2>

<sup>71</sup> Human Rights Watch, World report 2013; Burma, 2013 年 1 月 31 日

<http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/burma?page=2>

<sup>72</sup> IRIN news, Briefing: Myanmar's Rohingya crisis, 2012 年 11 月 16 日

<http://www.irinnews.org/Report/96801/Briefing-Myanmar-s-Rohingya-crisis>

<sup>73</sup> Human Rights Watch, The Government Could Have Stopped This” Sectarian Violence and Ensuing Abuses in Burma’s Arakan State, 2012 年 8 月, Summary, ページ 5

[http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/burma0812webwcover\\_0.pdf](http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/burma0812webwcover_0.pdf)

下、完全な市民とは、「国民として認められた民族」の一つに属する人々を意味するが、これにはロヒンギャ、又は、英国が現在のアラカン州を植民地化した 1823 年以前にミャンマー（ビルマ）に住み付いた民族の子孫は含まれていない。1823 年以前にミャンマー（ビルマ）に住み付いた民族の子孫であることの「決定的な証拠」を提示できない人々は、完全な市民権と、それに付随する権利を否定される。ロヒンギャは、移動の自由、教育を受ける権利、及び雇用の権利—国際法の下で、市民にも、市民と認められない人々にも、同様に保証される権利—を制限されている。国際連合世界食糧計画(United Nations World Food Programme)の援助が無ければ、財産を剥奪された数千人のロヒンギャは、深刻な飢餓に、また、毎年、食糧不足に直面する可能性が高いと思われる。<sup>74</sup>

**3.11.16** 約 80 万人のロヒンギャが身分証明書を所持していない。政府が差別を公認していることにより、仏教徒がロヒンギャを強制的に排除・隔離する運動を正当化することを助長されている。<sup>75</sup>

**3.11.17** 市民権を持たないロヒンギャは、ラカイン州を合法的に出ることができない。1994 年以降、ロヒンギャは、結婚するための特別許可(賄賂を提供することによってのみ入手できることが多い)を得ることを義務付けられた。この許可は、ロヒンギャの夫婦に対し、子どもを 2 人までに限るという、他の民族には適用されない制限を課すものである。慣習法上の夫婦は迫害の対象となりやすい。ミャンマー（ビルマ）政府は、ロヒンギャを正式な家族登録簿に登録し、仮登録カードを渡している。しかし、こうした文書には出生地の記載が無く、ミャンマーで出生した証明とは見なされない。<sup>76</sup>

**3.11.18** 無国籍であること、疑惑、及び根深い憎悪の結果として、ロヒンギャは、迫害を受け続け、ロヒンギャを対象とする規制(家族人数に関する制限など)を通じた差別や、要求(治安部隊での無報酬の強制労働)の対象となっている。<sup>77</sup>

**3.11.19** 一部のロヒンギャが数百年も前からミャンマーで暮らしている一方、その他の民族は最近の数十年の間に移住してきた。ミャンマー（ビルマ）にどれほど長く定住しようと、ミャンマー（ビルマ）政府は、ロヒンギャを、公式文書を持たない移民と見なし、国民と

---

<sup>74</sup> Human Rights Watch, "The Government Could Have Stopped This" Sectarian Violence and Ensuing Abuses in Burma's Arakan State, 2012 年 8 月, Summary, ページ 5

[http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/burma0812webwcover\\_0.pdf](http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/burma0812webwcover_0.pdf)

<sup>75</sup> BBC news, Displaced and divided in Burma's Rakhine, 2012 年 11 月 8 日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-20264279>

<sup>76</sup> IRIN news, Briefing: Myanmar's Rohingya crisis, 2012 年 11 月 16 日

<http://www.irinnews.org/Report/96801/Briefing-Myanmar-s-Rohingya-crisis>

<sup>77</sup> IRIN news, Briefing: Myanmar's Rohingya crisis, 2012 年 11 月 16 日

<http://www.irinnews.org/Report/96801/Briefing-Myanmar-s-Rohingya-crisis>

しても、民族集団としても認知しようとししない。<sup>78</sup>

**3.11.20** 長年に亘りミャンマー（ビルマ）の政治・社会的立場を象徴してきた反ロヒンギャ、又は反イスラム教徒の感情は、2012年6月の武力闘争の勃発以降、激しさを増した。ミャンマー（ビルマ）政府の官僚は、ロヒンギャを「ベンガル人(Bengali)」、「いわゆるロヒンギャ」、又は、多くの不快な訳語を持つ蔑視的な「カラー (Kalar)」と呼ぶことが多い。<sup>79</sup> 殆どの仏教徒は「ロヒンギャ」という言葉を用いず、バングラデシュからの不法移民であるという政府の見解を表す「ベンガル人イスラム教徒(Bengali Muslims)」という呼び名を用いている。<sup>80</sup>

**3.11.21** ロヒンギャは、長年の民主主義推進家や、自分自身がミャンマー（ビルマ）政府から長きに亘り反感を抱かれてきた民族などを含む、幅広いミャンマー（ビルマ）社会から、敵意に晒されている。<sup>81</sup>

**3.11.22** 2012年に発足したテイン・セイン政権にとって最大の危機は、少数民族のロヒンギャー政府がバングラデシュからの不法移民であると断言するイスラム教徒一と、ラカイン州の仏教徒との間で勃発した武力闘争であるかもしれない。これらのコミュニティ間で長年燻り続けていた敵意は、襲撃と報復の主張により、火が付いた。100人以上が死亡し、更に数万人が避難したとされる。政府による治安部隊の動員は、人権侵害に発展した。年末時点で、ラカイン州では緊張が高まったままである。<sup>82</sup>

**3.11.23** 2012年6月に発生したラカイン州の仏教徒とロヒンギャイスラム教徒との衝突により、同州北部の住宅や礼拝所が破壊され、80人が死亡したとされ、更なる数万人が避難を余儀なくされた。ミャンマー（ビルマ）政府は夜間外出禁止令を發布し、バングラデシュとの国境付近の Maungdaw と Buthidaung など6つの管区で非常事態を宣言した。<sup>83</sup>

---

<sup>78</sup> IRIN news, Briefing: Myanmar's Rohingya crisis, 2012年11月16日

<http://www.irinnews.org/Report/96801/Briefing-Myanmar-s-Rohingya-crisis>

<sup>79</sup> Human Rights Watch, The Government Could Have Stopped This” Sectarian Violence and Ensuing Abuses in Burma’s Arakan State, 2012年8月, Summary, ページ5

[http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/burma0812webwcover\\_0.pdf](http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/burma0812webwcover_0.pdf)

<sup>80</sup> BBC news, Displaced and divided in Burma's Rakhine, 2012年11月8日

<http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-20264279>

<sup>81</sup> Human Rights Watch, The Government Could Have Stopped This” Sectarian Violence and Ensuing Abuses in Burma’s Arakan State, 2012年8月, Summary, ページ6

[http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/burma0812webwcover\\_0.pdf](http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/burma0812webwcover_0.pdf)

<sup>82</sup> Freedom House, Freedom in the world 2013; Burma, 2013年1月

<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/burma>

<sup>83</sup> IRIN news, Briefing: Myanmar's Rohingya crisis, 2012年11月16日

<http://www.irinnews.org/Report/96801/Briefing-Myanmar-s-Rohingya-crisis>

**3.11.24** 2012 年 6 月にミャンマー（ビルマ）西部で勃発した宗派間の凄惨な武力闘争で、ミャンマー（ビルマ）治安部隊は、ロヒンギャイスラム教徒とアラカン族仏教徒をどちらも守ることができなかったのみならず、ロヒンギャイスラム教徒に対し、殺人、強姦、及び大量逮捕などの行為を行った。武力行使と放火が広がったことにより、10 万人以上が避難を余儀なくされた。政府の治安部隊は、暴動の原因の一つとなった **Toungop** の町における 10 人のイスラム教徒旅行者の虐殺事件を含め、重要な瞬間に、この宗派間の武力闘争を阻止することができなかった。国営新聞社は、事件を反ロヒンギャ・反イスラム教徒の立場で扇動的に報じ、全国の新聞やオンラインを通じ、差別を煽るヘイト・スピーチを流した。<sup>84</sup>

**3.11.25** 2012 年 6 月、イスラム教徒の男性集団がラカイン族の女性を強姦したとして、ラカイン族住民とロヒンギャ住民との間で武力闘争が勃発し、ロヒンギャを中心とする 7 万 5,000 人近くが避難を余儀なくされた。その殆どは、未だにラカイン州の州都 **Sittwe** にある 9 つの人口過密なキャンプで暮らしている。比較的平穏な状態が続いた後、10 月に武力闘争が再発し、更に広い地域に拡散し、ヤンゴン(**Yangon**)の国連人道問題調整部(**OCHA : UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs**)によると、3 万 5,000 人が新たに避難したとされる。<sup>85</sup>

**3.11.26** 2012 年 7 月、ミャンマー（ビルマ）のテイン・セイン大統領は、ロヒンギャを受け入れてくれる国があれば許可すると述べる一方で、ロヒンギャは国連が後援する難民キャンプに入れるべきであると述べ、人権団体にショックを与えた。大統領事務室ウェブサイトには次のような文言が掲載されている:「ミャンマー（ビルマ）は、国民である民族に関しては責任を持つが、ミャンマー（ビルマ）で認められた民族[集団]ではなく、違法に国境を越えて移住してきたロヒンギャに関しては、全く責任を持ってない」。<sup>86</sup>

**3.11.27** これと同時に、大統領事務所は、2012 年 10 月 31 日、更なる武力行使を防止するため、「紛争に責任のある個人や組織に対抗」し続ける予定であり、調査が進んでいることを発表した。<sup>87</sup>

**3.11.28** 2012 年 10 月末、州の 17 のうちの 9 つの管区で、暴動が再発し、アラカン族によ

---

<sup>84</sup> Human Rights Watch, World report 2013; Burma, 2013 年 1 月 31 日  
<http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/burma?page=2>

<sup>85</sup> IRIN news, Briefing: Myanmar's Rohingya crisis, 2012 年 11 月 16 日  
<http://www.irinnews.org/Report/96801/Briefing-Myanmar-s-Rohingya-crisis>

<sup>86</sup> IRIN news, Briefing: Myanmar's Rohingya crisis, 2012 年 11 月 16 日  
<http://www.irinnews.org/Report/96801/Briefing-Myanmar-s-Rohingya-crisis>

<sup>87</sup> IRIN news, Briefing: Myanmar's Rohingya crisis, 2012 年 11 月 16 日  
<http://www.irinnews.org/Report/96801/Briefing-Myanmar-s-Rohingya-crisis>

るロヒンギャとイスラム教 Kaman-ロヒンギャとは異なり、政府が国民として認知している民族一に対する組織化された武力行使と放火が行われた。一部の事例で、政府治安部隊と地元の役人が、殺人、殴打、イスラム教徒の村の放火を含め、武力行使を支援し、これらの行為に直接的に関与した。その結果、ロヒンギャ、及びそれ以外のイスラム教徒、併せて 3 万 5,000 人が避難を余儀なくされた。<sup>88</sup> 国際危機グループ(International Crisis Group)は、2012 年 11 月、治安部隊の一部の行動は、偏見に満ち、嘆かわしいほど不適切なものであった。ラカイン族仏教徒が圧倒的多数を占める地元警察及び機動隊は、イスラム教徒の被害者に対し、良くて冷淡であり、最悪の場合は武力行使に自ら加担していた。<sup>89</sup>

**3.11.29** ミャンマー政府がロヒンギャに対する人道支援を制限しているため、数万人が食料、適切な住宅、及び医療を緊急に必要としている。政府当局が危機発生以前の人道支援プログラムをほぼ全て無期延期したため、それまで武力行使や虐待の影響受けていなかった数十万人のロヒンギャが困窮した。<sup>90</sup> 2012 年のミャンマー（ビルマ）西部のセクト間の衝突で故郷を追われた数千人ものロヒンギャイスラム教徒は、未だに国内避難民(IDPs)として政府に登録されておらず、人道支援を受けることも阻止されている。<sup>91</sup>

**3.11.30** 地元の治安部隊は、アラカン州北部を中心として、数百人ものロヒンギャの男性や少年を勾留し、外部との接触を絶った状態で、基本的な法の正当な手続きも採ることも認めず拘置している。国連、及び国際的な非政府機関の職員も逮捕・起訴された人々の中に含まれている。2012 年の年末時点で、多くは未だに勾留されている。<sup>92</sup> ミャンマーの人権状況に関する特別報告官の 2013 年 3 月付の報告によると、2012 年 6 月と 10 月の暴動に関連し、1,100 人以上が勾留されたという。その大多数はロヒンギャの男性や少年であるとされる。特別報告官は、これらの人々が恣意的に逮捕された可能性、また、拘置所の状況と扱いについて、特に、人権を侵害される可能性の高い Buthidaung 刑務所(Buthidaung Prison)に拘置されているロヒンギャに関して、懸念を表明した。報告官は、被勾留者が拷問や虐待を受ける可能性、並びに、弁護士との接見、逮捕に関する司法の支配、人身保護の保証、裁判前の勾留を規範ではなく例外とすること、及び、無用に遅延されることなく

---

<sup>88</sup> Human Rights Watch, World report 2013; Burma, 2013 年 1 月 31 日

<http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/burma?page=2>

<sup>89</sup> 国際危機グループ, Myanmar: Storm Clouds on the Horizon, 2012 年 11 月 12 日, *E. Moving away from violence*

<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-east-asia/burma-myanmar/238-myanmar-storm-clouds-on-the-horizon.pdf>

<sup>90</sup> Human Rights Watch, World report 2013; Burma, 2013 年 1 月 31 日

<http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/burma?page=2>

<sup>91</sup> Democratic Voice of Burma, Thousands of displaced Rohingya still receive 'no aid', 2013 年 2 月 5 日  
<http://www.dvb.no/news/thousands-of-displaced-rohingya-still-receive-%E2%80%98no-aid%E2%80%99/26221>

<sup>92</sup> Human Rights Watch, World report 2013; Burma, 2013 年 1 月 31 日

<http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/burma?page=2>

裁判を受ける権利などの、法の正当な手続きを求める権利を侵害される可能性について憂慮を示した。<sup>93</sup>

### シャン(Shan)族

**3.11.31** シャン族の殆どは、ミャンマー（ビルマ）東部のシャン州に住んでいるが、より小さなシャン族のコミュニティが、北に向かったカチン州、及びミャンマー（ビルマ）と国境を接する中国、タイ、ラオスにも住んでいる。ミャンマー（ビルマ）の現在の統計は無いが、ミャンマー（ビルマ）には、400 万～600 万人のシャン族がいる。シャン州には、コーカン(Kokang)族、ラフ(Lahu)族、パラウン(Palaung)族、パオ(Pao)族、及びワ(Wa)族など、より小さな民族集団もいる。殆どのシャン族が上座部仏教の信者であるが、シャン州に居住するその他の民族集団の中では、キリスト教も信仰されている。<sup>94</sup> 但し、「シャン(Shan)」という呼び名は、少なくともミャンマー（ビルマ）政府当局の使い方において、問題を含んでいる。政府は 33 の民族集団を総称してこの呼び名を用いているが、これら 33 の民族には、明確な違いがあり、地理的に近いという事実以外、あまり関連性が無い。<sup>95</sup>

**3.11.32** 1947 年、シャン族のリーダーらは、ミャンマー（ビルマ）政府との間で、統一ミャンマー（ビルマ）の形成を狙いとしたパンロン協定(Panglong Agreement)」を結んだ。同協定の下、シャン州はほぼ完全な自治権を持ち、独立 10 年後に連邦から脱退する選択肢を与えられる。しかし、その年、ミャンマー（ビルマ）の指導者 Aung San が暗殺され、ミャンマー（ビルマ）の状況が危機に陥ったため、同協定が実を結ぶことは無かった。<sup>96</sup>

**3.11.33** 政府軍は、自治権の拡充と基本的権利を求めて民族の反乱を起こした 1950 年代に、シャン州で活動を始めた。昨年 3 月にテイン・セインに権力を委譲した元の軍事政権の下、政府軍の兵士は、村民が反乱勢力に加わらないように、反体制派に対する作戦を実施した。<sup>97</sup>

**3.11.34** シャン州は、シャン州南軍(Army－South(SSA－South))を含め、ミャンマー（ビルマ）軍と戦うかなりの数の民族軍部隊の故郷である。2011 年 12 月に調印されたシャン州南軍とミャンマー（ビルマ）軍との間の最近の停戦合意は、シャン州で戦闘が勃発した 2012 年 2 月に破棄された。シャン州の民間人は、戦闘が行われている時も、行われていな

---

<sup>93</sup> 国連人権理事会, Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar, 2013 年 3 月 6 日, paragraph 58 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/513f10a37e.html>

<sup>94</sup> Oxford Burma Alliance, Ethnic Nationalities of Burma, 日付記載無し, <http://www.oxfordburmaalliance.org/ethnic-groups.html>

<sup>95</sup> Minority Rights Group, World Directory of Minorities and Indigenous Peoples: Myanmar, 2009 年, Shan <http://www.minorityrights.org/?lid=4477#peoples>

<sup>96</sup> Oxford Burma Alliance, Ethnic Nationalities of Burma, 日付記載無し, <http://www.oxfordburmaalliance.org/ethnic-groups.html>

<sup>97</sup> エーヤワディ・ニュース・マガジン, Despite Ceasefire, Sexual Violence Continues in Shan State: Women's Group, 2012 年 12 月 22 日 <http://www.irrawaddy.org/archives/21914>

いときも、軍及び政府機関から労働、荷物持ち、及び徴兵の強制、恣意的な勾留、拷問、強姦、及び超法規的殺人などの人権侵害行為を受けた。ミャンマー（ビルマ）軍は、シャン州の村民から、生計を立てる手段を一切残さずに土地を没収したことも知られている。<sup>98</sup>

**3.11.35** 停戦合意が成立したにも拘らず、女性グループ SWAN: Shan Women's Action Network の共同創設者 Charm Tong は、シャン州訪問後、「村民と女性たちは、政府配下のミャンマー（ビルマ）軍による性的暴行を訴え続けている」と述べた。<sup>99</sup> 別の SWAN の代表も、「反乱軍を支持する村民は、殴打や逮捕の対象となっている。逮捕は一度に数ヵ月に亘ることもある」と語った。他にも政府軍により土地を没収された者もいる。<sup>100</sup> ミャンマーの人権状況に関する特別報告官は、2013 年 3 月、カチン州及びシャン州北部で、民間人に対する攻撃、超法規的殺人、性的暴行、恣意的な逮捕と勾留、並びに拷問の報告を受けていることに関し、懸念を表明した。また、紛争当事者による対人地雷の利用、少年兵の徴用、及び、労働と荷物持ちの強制があるとの報告も受けた。<sup>101</sup> Amnesty International も、シャン州やカチン州など、少数民族が居住する地域の農民と村民が恣意的に投獄されていると伝えた。<sup>102</sup>

**3.11.36** 2012 年 2 月 7 日、ミャンマー（ビルマ）のシャン族は、20 年振りにシャン州国家記念日(Shan State National Day)を公に祝うことを許可された。政府がこのイベントに対する態度を軟化させて初めてである。シャン諸民族民主連盟(Shan Nationalities League for Democracy)のスポークスマン Sai Leik は、次のように語った。「国家記念日を公式に祝うのは 20 年振りである... 過去にも祝典を行ったことはあるが、『シャン州国家記念日』又は『シャン州記念日』の名称を使うことを許可されていなかった」。Sai Leik は、続けてこうも語った。「これを許可されたことは、私たちシャン民族にとって基本的権利を勝ち取るチャンスであると考えている」。この祝日は、いくつかの公国が一つのシャン州に統一された 1947 年 2 月 7 日を記念するものである。<sup>103</sup>

---

<sup>98</sup> Oxford Burma Alliance, Ethnic Nationalities of Burma, 日付記載無し,  
<http://www.oxfordburmaalliance.org/ethnic-groups.html>

<sup>99</sup> エーヤワディ・ニュース・マガジン, Despite Ceasefire, Sexual Violence Continues in Shan State: Women's Group, 2012 年 12 月 22 日 <http://www.irrawaddy.org/archives/21914>

<sup>100</sup> Mizzima News, Govt troops still abuse villagers, says Shan NGO, 2012 年 12 月 20 日  
<http://reliefweb.int/report/myanmar/govt-troops-still-abuse-villagers-says-shan-ngo>

<sup>101</sup> 国連人権理事会, Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar, 2013 年 3 月 6 日, paragraph 37 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/513f10a37e.html>

<sup>102</sup> Amnesty International, Myanmar: Independent human rights monitoring still needed, 2013 年 3 月 7 日  
<http://www.amnesty.org/en/library/asset/ASA16/001/2013/en/a203877f-7fc6-4b09-bd63-0ebc4ac57387/asa160012013en.pdf>

<sup>103</sup> エーヤワディ・ニュース・マガジン, Shan Celebrate National day amid new freedoms, 2013 年 2 月 8 日 <http://www.irrawaddy.org/archives/26425>

**3.11.37** 過去 2 年間で、10 の反乱グループが、政府との間で実質の無い停戦合意に至った。7,000 人の戦闘員を擁すミャンマー（ビルマ）最強の反乱軍の一つを持つシャン族は、2011 年 12 月に停戦に合意した。合意を結んだにも拘らず、シャン族反乱軍とミャンマー（ビルマ）軍との間で、度々小競り合いが発生していることが報じられている。<sup>104</sup>

**3.11.38** 州都タウンジー(Taunggyi)を含め、シャン州のかかなりの部分はミャンマー(ビルマ)中央政府の支配下にあるが、停戦合意の後、シャン族反乱グループがいくつかの都市にリエゾン・オフィスを開設した。シャン族反乱グループと政府との関係が改善したため、政府の支配下にある地域のシャン族は、国家記念日を公に祝うことができる。<sup>105</sup>

### カレン(Karen)族

**3.11.39** ミャンマー（ビルマ）のカレン族は、約 700 万人いると推定され、ミャンマー（ビルマ）最大の民族集団の一つである。信仰する宗教は、仏教、アニミズム(精霊信仰)、及びキリスト教の混合である。カレン族は、主にミャンマー（ビルマ）南部、及び南東部に住むが、数千人が国境を越えたタイで忘れ去れた存在として暮らしている。<sup>106</sup> カレン族には、カレンニー族、Padaung 族、Bghai 族、Brek 族など、実に様々な民族が含まれている。<sup>107</sup> カレン族に対する差別は国家制度の中に深く根付いている。カレン族が居住する地域の公立学校は、たとえ人口の大多数をカレン族が占めている場合でも、授業はミャンマー（ビルマ）語のみで行われ、役所はカレン語によるサービスを提供していない。多くの報告が、カレン族が居住する地域の公職は、ますますビルマ族に独占される傾向にあることを示している。<sup>108</sup>

**3.11.40** カレン族は、第二次世界大戦で、同盟国と共に戦い、平和が訪れれば長年の願いであった独立を勝ち取ることを期待した。しかし、植民地の解放プロセスで、カレン州はミャンマー（ビルマ）の一部として残ることになり、ミャンマー（ビルマ）の諸民族に対する政府の侵略行為と相まって、中央政府に対する武装蜂起に繋がった。この武装蜂起は、カレン民族解放軍(Karen National Liberation Army)が指揮し、史上最長の内戦の一つとなった。<sup>109</sup>

---

<sup>104</sup> エーヤワディ・ニュース・マガジン, Shan Celebrate National day amid new freedoms, 2013 年 2 月 8 日 <http://www.irrawaddy.org/archives/26425>

<sup>105</sup> エーヤワディ・ニュース・マガジン, Shan Celebrate National day amid new freedoms, 2013 年 2 月 8 日 <http://www.irrawaddy.org/archives/26425>

<sup>106</sup> Oxford Burma Alliance, Ethnic Nationalities of Burma, 日付記載無し, <http://www.oxfordburmaalliance.org/ethnic-groups.html>

<sup>107</sup> Minority Rights Group, World Directory of Minorities and Indigenous Peoples: Myanmar, 2009 年, Karen <http://www.minorityrights.org/?lid=4477#peoples>

<sup>108</sup> Minority Rights Group, World Directory of Minorities and Indigenous Peoples: Myanmar, 2009 年, Karen <http://www.minorityrights.org/?lid=4477#peoples>

<sup>109</sup> Oxford Burma Alliance, Ethnic Nationalities of Burma, 日付記載無し,

**3.11.41** 2012 年 1 月、60 年以上に亘る武力闘争の後、カレン族の主要な民主主義政党－カレン民族同盟(KNU: Karen National Union)－が、ミャンマー（ビルマ）政府との停戦合意に署名した。しかし、ミャンマー（ビルマ）軍が 3 月に停戦合意を破棄し、戦闘が続いている。<sup>110</sup>

**3.11.42** 2012 年を通し、カレン族の村民は、武力闘争に関連したものではなく、地域の軍事配備に関連した深刻な暴行を訴え続けた。これには、強制労働、恣意的な課税と略奪、命令に従わせるための暴力又は暴力の脅し、並びに土地の没収、村民の生活の破壊、開発を目的とした強制退去、及び強制移住が含まれる。村民らは、不安材料として、軍事作戦が継続していること、又は、数多くの様々な武装グループの兵士の存在を挙げている。カレン人権グループ(KHRG: Karen Human Rights Group)は、軍のキャンプによる食料、弾薬、及び部隊の補充、また、キャンプや道路の再建・新設について、詳細な報告を既に発行している。村民が、こうした補充作戦のために、労働力、機材、又は建設用資材の提供を強制されたケースもある。カレン人権グループ(KHRG)は、2012 年に村に対する軍事攻撃があったとは報告していないが、無差別銃撃や、村民のその場での射殺など、散発的な事件は発生した。<sup>111</sup>

**3.11.43** Freedom House は、少数民族が暮らす国境付近の地域で、最悪の人権侵害行為のいくつかが行われていると報じた。人権団体によると、軍は、殺人、殴打、強姦、及び民間人の恣意的な勾留を行っているという。その他の民族と並び、カレン族も度々被害を受けている。2012 年、カチン族の居住地域で再発した戦闘で、10 万人ほどが避難を余儀なくされた。過去の軍事作戦の影響で、シャン州、カレンニー州、カレン州、及びモン州で、数万人の少数民族が、未だに劣悪なリロケーション・センターで暮らしている。<sup>112</sup> 人権のための医師団(PHR: Physicians for Human Rights)は、2012 年 8 月、ミャンマーのカレン州東部でミャンマー（ビルマ）軍による人権侵害行為が続いていると伝えた。調査対象となった少数民族の 665 家族のうちの 30%が、自宅からの強制退去、軍での強制労働、身体的危害などの人権侵害を受けたと訴えた。中には拷問や強姦を受けた者さえいた。支援団体によると、カイン州としても知られるカレン州では、数十年に亘る民族闘争により、300 万人以上が 国内移動を余儀なくされたとされる。<sup>113</sup>

---

<http://www.oxfordburmaalliance.org/ethnic-groups.html>

<sup>110</sup> Oxford Burma Alliance, Ethnic Nationalities of Burma, 日付記載無し,

<http://www.oxfordburmaalliance.org/ethnic-groups.html>

<sup>111</sup> カレン人権グループ, Steps towards peace: Local participation in the Karen ceasefire process, 2012 年 11 月 7 日 <http://www.khrg.org/khrg2012/khrg12c3.pdf>

<sup>112</sup> Freedom House, Freedom in the world 2013: Burma, 2013 年 1 月

<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/burma>

<sup>113</sup> IRIN, In Brief: New report highlights abuses in eastern Myanmar, 2012 年 8 月 28 日

## モン(Mon)族

**3.11.44** モン族は、主に、ミャンマー（ビルマ）南部に位置し、バゴー(Bago) (旧ペグー(Pegu)) 地方、 タニンダーリ(Tanintharyi) (旧テナッセルム(Tenasserim))地方、及びカレン州に接するモン州に居住する。また、アンダマン海(Andaman Sea)にも接している。<sup>114</sup>

**3.11.45** モン族は、東南アジアに現れた最初の人々の一種であり、ミャンマー（ビルマ）に最初に定住した民族である。モン族は、ミャンマー（ビルマ）とタイで、仏教最古の宗派である上座部仏教を布教した。現在、ミャンマー（ビルマ）には約 800 万人のモン族がいると推定される。<sup>115</sup>

**3.11.46** モン族の文化は非常に豊かで歴史が長い。現在ミャンマー（ビルマ）で普及している文化に大きな影響を与えたと考えられ、モン文字は、統一ミャンマー（ビルマ）語に統合された。しかし、ミャンマー（ビルマ）政権は、モン族がモン語を使うことも、伝統を育むことも禁じている。<sup>116</sup>

**3.11.47** モン族は、自由を求めるミャンマー（ビルマ）の半植民地闘争に積極的に参加した。1948 年のミャンマー（ビルマ）独立に続き、モン族は民族自決権を求め始めた。数回に渡って反乱を起こしたが、その度に、ミャンマー（ビルマ）政権により凄惨に抑圧された。1962 年に新モン州党(New Mon State Party)が結成され、1974 年には、モン族を懐柔するために、部分的な自治を認められたモン族国家であるモンランド(Monland)が設立された。しかし、武力衝突は停戦合意が成立した 1996 年まで続いた。<sup>117</sup> ミャンマー（ビルマ）軍は、停戦合意が維持されないモン族居住地域で、度重なる急襲を行った。強制労働、強制退去、強姦と殺人、広範な土地の没収を含め、重大な人権侵害行為が報告された。その結果、大量のモン族がタイに出国した。<sup>118</sup>

**3.11.48** 停戦合意が結ばれたにも拘らず、この地域は今でも非常に不安定であり、モン族の安全と人権に関して深刻な懸念がある。タイだけでなく、米国やその他の国のモン族難民

---

<http://www.irinnews.org/report/96190/In-Brief-New-report-highlights-abuses-in-eastern-Myanmar>

<sup>114</sup> Oxford Burma Alliance, Ethnic Nationalities of Burma, 日付記載無し,

<http://www.oxfordburmaalliance.org/ethnic-groups.html>

<sup>115</sup> Oxford Burma Alliance, Ethnic Nationalities of Burma, 日付記載無し,

<http://www.oxfordburmaalliance.org/ethnic-groups.html>

<sup>116</sup> Oxford Burma Alliance, Ethnic Nationalities of Burma, 日付記載無し,

<http://www.oxfordburmaalliance.org/ethnic-groups.html>

<sup>117</sup> Oxford Burma Alliance, Ethnic Nationalities of Burma, 日付記載無し,

<http://www.oxfordburmaalliance.org/ethnic-groups.html>

<sup>118</sup> Minority Rights Group, World Directory of Minorities and Indigenous Peoples: Myanmar, 2009 年, *Mon*

<http://www.minorityrights.org/?lid=4477#people>

のコミュニティーは、この地域への自治権の供与と人権尊重の確立を提唱している。<sup>119</sup>

**3.11.49** 2013 年 2 月 26 日、ミャンマー（ビルマ）南東部に住む数千人のモン族が、第 66 回モン国家記念日(Mon National Day)を祝い、モン族の伝統的な祝典、娯楽、及び軍の様式による行進が行われた。祝典で、モン族のリーダーらは、再度、モン族の権利と政治的要求を認知することをミャンマー（ビルマ）政府に求めた。<sup>120</sup>

**3.11.50** モン州では、1990 年中頃から比較的平穏な状態が続いており、モン族の武装グループと政府との武力衝突は殆ど発生していない。2012 年 2 月、どちらの側も、新しい停戦合意を取り決めるため、更なる停戦交渉を行った。<sup>121</sup>

**3.11.51** モン族は、ミャンマー（ビルマ）の主要な民族であり、その国家記念日は、西暦 573 年の、モン族の最初の王国 Hongsawadee の建国を記念するものである。ミャンマー（ビルマ）政府当局は、モン族が愛国心を公に表現することが、モン族の中の反政府感情を扇動することを恐れ、これを阻止しようとしてきたにも拘らず、モン族は、60 年以上に亘り国家記念日を維持してきた。近年、ミャンマー（ビルマ）政府はモン族の祝日に対する態度を軟化させつつあり、政府の支配地域、モン族反乱軍の支配地域のどちらをも含むモン州全体で、祝祭が堂々に行われている。ミャンマー（ビルマ）政府が寛容性を示す中、モン州議会(Mon State Parliament)の議長である Kyin Phay がモン国家記念日の祝典に出席した。<sup>122</sup>

**3.11.52** 2012 年 7 月、モンランド人権基金(Human Rights Foundation of Monland)は、2012 年中に新しい文民政府と民族集団との間で数々の停戦合意が成立したが、軍が村から撤退していないため、民間人が暴行を受け続けていると伝えた。2012 年 3 月以降、カレン州とモン州の 2 つの小さな村の住民が、荷物持ちとして部隊のために重い荷物を運ぶ、又は軍の農園で労働に従事する、などの行為を強制されている。<sup>123</sup>

### 保護の行為者(Actors of protection) (上記セクション 2.3)

---

<sup>119</sup> Oxford Burma Alliance, Ethnic Nationalities of Burma, 日付記載無し,  
<http://www.oxfordburmaalliance.org/ethnic-groups.html>

<sup>120</sup> エーヤワディ・ニュース・マガジン, Mon celebrate national day, call again for Federal State, 2013 年 2 月 26 日 <http://www.irrawaddy.org/archives/27736>

<sup>121</sup> エーヤワディ・ニュース・マガジン, Mon celebrate national day, call again for Federal State, 2013 年 2 月 26 日 <http://www.irrawaddy.org/archives/27736>

<sup>122</sup> エーヤワディ・ニュース・マガジン, Mon celebrate national day, call again for Federal State, 2013 年 2 月 26 日 <http://www.irrawaddy.org/archives/27736>

<sup>123</sup> モンランド人権基金, Villagers forced to porter and labor for soldiers in Mon and Karen States, 2012 年 7 月 31 日 <http://rehmonnya.org/archives/2384>

[国内移住\(Internal relocation\)](#)(上記セクション 2.4)

[判決例\(Caselaw\)](#)(上記セクション 2.5)

も参照されたい。

**3.11.53 結論.** ミャンマー（ビルマ）の民族集団は、ミャンマー（ビルマ）で政府が後ろ盾をする社会的な差別を受けており、ミャンマー（ビルマ）治安部隊は、少数民族居住地域で殺人、殴打、拷問、強制労働、強制徴用、強制退去、土地の没収、略奪、恣意的な逮捕、性的暴行、及び人道支援を受けることの阻止など、重大な人権侵害行為を続けている。ケースワーカーは、それぞれのケースを慎重に、個別の事実に基づき、入手できる最新の出身国別情報に照らし、慎重に検討する必要がある。申請者が、自身の民族的帰属のために迫害を受ける深刻なリスクを証明できる場合、庇護を認めることが妥当である。

### **3.12 少数派宗教: イスラム教徒、キリスト教徒、及びヒンドゥー教徒**

**3.12.1** 少数派宗教集団に関わっていることを理由に、ミャンマー（ビルマ）政府当局から迫害に相当する虐待を受けたとして、庇護申請又は人権に関する訴えを提出している申請者がいる。

**3.12.2 扱い.** 2008 年憲法は信教の自由を保証している。憲法は、最大の宗教を仏教と定めているが、キリスト教、イスラム教、ヒンドゥー教、及びアニミズム(精霊信仰)も認知している。政府は時折修道院に介入し、聖職者を支配しようとする。2007 年に抗議活動が発生し、それが鎮圧されて以降、仏教の寺院や修道院は厳しく監視されている。政府当局は少数派宗教も差別しており、祝日を祝うこと、集会を開くことなどを許可せず、教育活動、布教活動、及び礼拝所の建設も禁止している。<sup>124</sup>

**3.12.3** ミャンマー（ビルマ）で進行中の政治改革は、信教と信仰の自由に関して、まだまだ道半ばである。2012 年に発生した信教の自由の侵害は、少数民族のキリスト教徒やイスラム教徒コミュニティに対するものが殆どである。カチン州の軍事介入では主にキリスト教の民間人が酷い暴行を受け、ラカイン(アラカン)州では宗派間の抗争でイスラム教徒が狙われた。加えて、反政府活動を疑われた仏教の僧侶が、勾留されたり、パゴダ(寺院)から退去を命じられたりした。少なくとも 8 人の僧侶が、平和的なデモ活動を行ったために投獄された。礼拝、教育、及びその他の宗教的活動や儀式に対する、時に厳しい制限に加え、宗教集団は、執拗な監視、投獄、差別、社会からの暴力、財産の破壊又は冒涇、及び宗教的資料の検閲など、数々の問題に直面している。<sup>125</sup>

---

<sup>124</sup> Freedom House, Freedom in the world 2013; Burma, 2013 年 1 月

<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2013/burma>

<sup>125</sup> US Commission on International Religious Freedom 2013 Annual Report; Burma 2013 年 4 月 30

日 [http://www.uscirtf.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20\(2\).pdf](http://www.uscirtf.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20(2).pdf)

**3.12.4** 2012 年、ミャンマー（ビルマ）政府は政治犯や宗教犯の釈放を続け、報道の検閲や集会の自由に関する法律を改正し、アウン・サン・スー・チー率いる国民民主連盟(NLD)が議席を獲得することを認めた。しかし、ミャンマー（ビルマ）の全体的な人権状況に関する記録は芳しくなく、政府は、カチン州の武力闘争、及びラカイン（アラカン）州の宗派間の抗争において、少数派宗教集団やその他の人々に対する重大な暴行に関わった治安部隊又は社会的暴力の行為者を、撤退させることができなかった、又は撤退させようとしなかった。ミャンマー（ビルマ）国籍を否定されているロヒンギャイスラム教徒は、蔓延した差別、宗教的な活動や儀式に対する厳しい制限、及び社会的暴力を受けている。仏教の僧侶は社会的暴力を度々扇動し、ラカイン(アラカン)州警察を含め、暴徒や地元の民兵が、刑事免責を盾にこれを行っている。昨年、度重なる攻撃の際、1,000 人を超えるロヒンギャが殺害され、村や宗教的建築物を破壊され、女性が強姦を受けた。<sup>126</sup>

**3.12.5** 2013 年 1 月、少数派のキリスト教徒の主な故郷であるカチン州及び北シャン州で、軍が大規模な軍事作戦を開始した。軍は礼拝を制限し、これらの地域での講和の条件として仏教を強制し、キリスト教徒を標的とした労働の強制、強姦、威嚇、及び宗教的な場所の破壊などの行為を続けているとされる。ミャンマー（ビルマ）政府は、宗教的書物の検閲や、原語で書かれた聖書やコーランの輸入禁止も続けている。全ミャンマー（ビルマ）僧侶連盟(All Burma Monks Alliance)の会長である U Gambria を含め、釈放された元受刑者らは、嫌がらせや制限を受けている。<sup>127</sup>

**3.12.6** 武力闘争の影響を受けた民族境界線地域では、民間人に対する攻撃、超法規的殺人、性的暴行、恣意的な逮捕と勾留、国内移動、土地の没収、労働と荷物持ちの強制、及び、少年兵の徴用など、深刻な人権侵害行為が続いている。ミャンマー（ビルマ）政府は、10 の少数民族民兵組織と形式的な停戦合意を結んだが、カチン州、カヤー(Kayah)州、カイン(Kayin)州、及びシャン州では武力衝突が続いている。<sup>128</sup>

**3.12.7** 数十年に亘り小競り合いが続いている少数民族居住地域のキリスト教集団は、信教の自由に対する極めて厳しい制限を受け続けている。ミャンマーの人権状況に関する特別報告官の Tomas Quintana は、報告書の中で、学校で少数民族の言語を教えることを禁止する政策や、信教又は信仰の自由に対する制限など、少数派宗教及び少数民族に対する差別が、ミャンマー（ビルマ）軍事政権によってかつて行われ、文民政府によって今でも継

---

<sup>126</sup> US Commission on International Religious Freedom 2013 Annual Report; Burma 2013 年 4 月 30 日 [http://www.uscifr.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20\(2\).pdf](http://www.uscifr.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20(2).pdf)

<sup>127</sup> US Commission on International Religious Freedom 2013 Annual Report; Burma 2013 年 4 月 30 日 [http://www.uscifr.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20\(2\).pdf](http://www.uscifr.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20(2).pdf)

<sup>128</sup> US Commission on International Religious Freedom 2013 Annual Report; Burma 2013 年 4 月 30 日 [http://www.uscifr.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20\(2\).pdf](http://www.uscifr.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20(2).pdf)

続されていることを強調した。特別報告官の 2012 年の報告には、礼拝所の建設に関する制限、宗教的な場所や工芸品の破壊、一部祝典の禁止、及び、政府の運営する National Races Youth Development Training Schools での仏教への強制改宗政策など、カチン族やチン族の信仰の自由の権利が、厳しく制限されている証拠が示されている。National Races Youth Development Training Schools では、仏教の僧侶がミャンマー宗教省(Ministry of Religious Affairs)と協力しているとされる。<sup>129</sup>

## イスラム教徒

**3.12.8** イスラム教徒に対する不信感と無関心は、数世紀前の英国の植民地時代に、南アジア出身のイスラム教徒を中心とした移民労働者が大量に移住した頃から、ミャンマー（ビルマ）に深く根付いている。歴代の軍事政権は、特に経済・社会的危機の間、宗教や民族に基づく緊張を政治的に利用し、民衆の注意を本質的な問題から逸らしていた。軍事政権下、イスラム教徒に対する攻撃又はコミュニティによる暴力は、国家、ミャンマー（ビルマ）軍、軍情報部(Military Intelligence)、地元自治体、又は連邦団結発展協会(USDA: Union Solidarity and Development Association)が扇動していた。<sup>130</sup>

**3.12.9** 2012 年 6 月、アラカン族仏教徒の女性がイスラム教徒の男 3 名により強姦・殺害されたとされる事件に続き、アラカン族の暴徒らによりイスラム教徒 10 人が殺害されたことを受け、アラカン州北部で、アラカン族仏教徒とロヒンギャイスラム教徒(数世代に亘ってアラカン州北部に住む民族的、宗教的、及び言語的な少数派)との間で宗派間の抗争が勃発した。アラカン州北部の町 Maungdaw では数千人のロヒンギャが暴動を起こし、多数の死者が出た。ロヒンギャとアラカン族の双方が、殺人、暴力、及び家屋や村の放火を行ったが、国際メディアはアラカン族コミュニティの被害をあまり取り上げなかった。Human Rights Watch によると、地元警察、ミャンマー（ビルマ）軍兵士、及び、国境警備隊 Na Sa Ka は、この危機に対して偏った対応をし、ロヒンギャコミュニティに対する大量検挙や権力の不当使用を行った。これらの部隊は、危機の最中、ロヒンギャに対する殺人及びその他の暴行も行ったとされ、同少数民族に対する国家の行為者による虐待と差別の長い歴史に一幕を加えた。<sup>131</sup> ラカイン州では、ミャンマーの人権状況に関する特別報告官が、2012 年 6 月と 10 月の暴動後に Buthidaung 刑務所に収監されたイスラム教徒の

---

<sup>129</sup> US Commission on International Religious Freedom 2013 Annual Report; Burma 2013 年 4 月 30 日 [http://www.uscirtf.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20\(2\).pdf](http://www.uscirtf.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20(2).pdf)

<sup>130</sup> Chin Human Rights Organisation, "Threats to Our Existence": Persecution of ethnic Chin Christians in Burma 2012 年 9 月, 1.3. Discrimination, repression, and persecution of Muslims [http://www.chro.ca/images/stories/files/PDF/Threats\\_to\\_Our\\_Existence.pdf](http://www.chro.ca/images/stories/files/PDF/Threats_to_Our_Existence.pdf)

<sup>131</sup> <sup>131</sup> Chin Human Rights Organisation, "Threats to Our Existence": Persecution of ethnic Chin Christians in Burma 2012 年 9 月, 1.3. Discrimination, repression, and persecution of Muslims [http://www.chro.ca/images/stories/files/PDF/Threats\\_to\\_Our\\_Existence.pdf](http://www.chro.ca/images/stories/files/PDF/Threats_to_Our_Existence.pdf)

囚人が、拷問と殴打を受けて死亡したという報告を受けた。<sup>132</sup> 特別報告官は、特にラカイン州北部で、イスラム教徒の村民が、Nasaka を含む治安部隊によって移動の自由を制限され、食料を手に入れることも、生計を立てることもできない状態に置かれているという報告を受けた。<sup>133</sup>

**3.12.10** 国連によって「世界で最も迫害を受けている民族の一つ」と表現されるロヒンギャは、ミャンマー（ビルマ）の 1982 年市民法の下で市民権を認められず、実質的に無国籍である。また、上述の信教の自由の制限と並び、結婚及び妊娠に関する過酷な規制を受け、恣意的な逮捕、勾留、拷問、強姦、及び強制労働の対象となっている。更には、社会経済的な権利、特に、医療と教育を受ける権利を否定されている。ロヒンギャ出身の政治家が、ロヒンギャの権利と市民権に関する質問を議会に提起しようと試みたが、ミャンマー移民大臣(Union Minister for Immigration and Population)U Khin Yi によって非難された。アラカン州で激化する危機に対し、テイン・セイン大統領は、政府はロヒンギャを認知しないと明言し、「ロヒンギャを受け入れてくれる」第三国に定住させる前段階として、国連難民高等弁務官事務所(UHCR)にロヒンギャを「引渡す」用意があると述べた。

**3.12.11** 今日、ミャンマー（ビルマ）では、キリスト教徒と同様、イスラム教徒も信教の自由を否定されている。イスラム教徒も、礼拝するための集会の自由、移動の自由、祈祷を呼びかけるための拡声器の使用、教育活動、布教活動、モスクの修繕と建設、及び宗教的書物の発行と輸入など、信教の自由の様々な面で、制限を受けている。ミャンマー（ビルマ）政府当局は、モスクや墓地の破壊と冒涇も命じた。<sup>134</sup>

**3.12.12** ラカイン(アラカン)州のイスラム教徒、中でも少数派のロヒンギャは、法律、経済、宗教、教育、及び社会の様々な面で差別を受け続けている。「1982 年市民権法(1982 Citizenship Law)」は、ロヒンギャの祖先は英国の植民地支配時代にミャンマー（ビルマ）に移住したとして、ロヒンギャに市民権を認めていない。ミャンマー（ビルマ）には約 80 万人のロヒンギャがおり、主にラカイン(アラカン)州の Maungdaw、Buthidaung、Akyab、Rathedaung、及び Kyauktaw に居住している。<sup>135</sup>

---

<sup>132</sup> 国連人権理事会, Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar, 2013 年 3 月 6 日 paragraph 11 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/513f10a37e.html>

<sup>133</sup> 国連人権理事会, Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar, 2013 年 3 月 6 日 paragraph 11 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/513f10a37e.html>

<sup>134</sup> Chin Human Rights Organisation, "Threats to Our Existence": Persecution of ethnic Chin Christians in Burma 2012 年 9 月 [http://www.chro.ca/images/stories/files/PDF/Threats\\_to\\_Our\\_Existence.pdf](http://www.chro.ca/images/stories/files/PDF/Threats_to_Our_Existence.pdf)

<sup>135</sup> US Commission on International Religious Freedom 2013 Annual Report; Burma 2013 年 4 月 30 日 [http://www.uscirtf.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20\(2\).pdf](http://www.uscirtf.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20(2).pdf)

**3.12.13** 警察は、一カ所に集合できるイスラム教徒の人数を度々制限し、礼拝式、宗教的な祝典、及び教育を実質的に禁止している。ラングーンとその近辺では、イスラム教徒は、主要なイスラム教の祝日にのみ、集まって礼拝や宗教的儀式の修行をすることができる。2012 年 12 月、許可無しでモスクに集まり礼拝を行っていたとして、イスラム教徒 7 人が逮捕された。2011 年にも同様の事件で逮捕者が出た。逮捕された人々は、罰金を払って釈放された。2013 年初頭、警察は、ラングーンにある Takeda モスクの近隣に住んでいたイスラム教徒を殴打し、その後、自宅を退去させたと伝えられている。<sup>136</sup>

**3.12.14** イスラム教徒がモスクや学校を建設する許可を得ることは、ほぼ不可能に近い。許可を得ていない建物は多くが封鎖・破壊されている。ミャンマー（ビルマ）政府は、近年、モスク、宗教センター、及び学校の破壊を命じてきた。Sufi Shahul Hamid Nagori Flag Post(フラグ・ポスト)、及びインsein(Insein)のモスクも、2012 年 2 月に破壊を命じられた。<sup>137</sup>

**3.12.15** 2012 年 6 月、アラカン族仏教徒とロヒンギャイスラム教徒との間で宗派間抗争が勃発し、数百人が死亡、推定 10 万人が国内移動を余儀なくされた。地方警察は、当初の武力行使を停止させず、アラカン族と仏教の僧侶の双方によるロヒンギャの村に対する攻撃を支援し、ロヒンギャ居住地域とキャンプへの人道支援を阻止した。10 月、宗派間抗争が再発し、数十回の組織化された攻撃が行われ、殴打、死亡、強姦、村全体の破壊、及びロヒンギャの更なる退去に繋がった。ロヒンギャの庇護申請者は、バングラデシュとタイから拒絶され、タイ軍からは海上に強制退去させられた。これらの国では、避難を求めて大勢が死亡した。国際社会からの注目にも拘らず、「仏教ナショナリズム」を推進する大多数の国民とグループの意見に後押しされたミャンマー（ビルマ）政府は、人道支援を制限し、刑事免責を盾に内々に暴力を振るい、難民を東南アジア諸国に送り続けている。<sup>138</sup>

**3.2.16** 国籍を持たないロヒンギャイスラム教徒は、公立学校での中等教育を受けることを認められず、政府発行の身分証明書(政府から給付金を受給する際に必要)の発行も受けられず、信教、結社、集会、及び移動の自由を制限されている。難民らの報告は、多くのロヒンギャが財産を所有すること、特定の管区に居住すること、又は公務員の職に就くことを禁じられていることを伝えている。イスラム教徒は子どもの数を制限され、特に Sittwe の町では、新生児の出生証明書を取得することも難しい。当報告対象期間中、ミャンマー（ビ

---

<sup>136</sup> US Commission on International Religious Freedom 2013 Annual Report; Burma 2013 年 4 月 30 日 [http://www.uscifr.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20\(2\).pdf](http://www.uscifr.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20(2).pdf)

<sup>137</sup> US Commission on International Religious Freedom 2013 Annual Report; Burma 2013 年 4 月 30 日 [http://www.uscifr.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20\(2\).pdf](http://www.uscifr.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20(2).pdf)

<sup>138</sup> US Commission on International Religious Freedom 2013 Annual Report; Burma 2013 年 4 月 30 日 [http://www.uscifr.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20\(2\).pdf](http://www.uscifr.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20(2).pdf)

ルマ) 政府は、ラカイン州の Thndwe、Gwa、及び Taungup の各地域で、「イスラム教徒禁止領域(Muslim Free Areas)」を維持している。<sup>139</sup>

**3.12.17** Amnesty International は、2012 年 7 月、ミャンマーのラカイン州で非常事態宣言が発令された 6 週間後、コミュニティ間の暴力が増加したと同時に、少数民族のロヒンギャを狙った治安部隊による攻撃、その他の暴力も増加したと伝えた。<sup>140</sup> 2012 年 10 月にアラカン(ラカイン)州に発生した武力闘争について、Christian Solidarity Worldwide は、「この危機は、非常に深刻な懸念材料であり、ミャンマー(ビルマ)の平和と民主化の実現に対する大きな脅威である。最近の武力闘争は、ロヒンギャのみならず、イスラム教徒全般を攻撃の対象とした反イスラム教徒の運動に発展した様相を示しており、特に憂慮される。」と伝えた。<sup>141</sup> 2013 年 3 月、マンダレー(Mandalay)の南にある Meiktila の町で、少なくとも 10 人が死亡し、モスクが放火された。この事件は、2012 年にラカイン州西部の暴動で 200 人近くが死亡した事件以来の最悪の宗派間抗争であると見られる。<sup>142</sup>

## キリスト教徒

**3.12.18** キリスト教は、英国によるミャンマー(ビルマ)の植民地支配以前から、歴史的に「外国の宗教」として認識されてきた。歴代の軍事政権は、キリスト教を、ミャンマー(ビルマ)連邦に忠実ではない新植民地主義者と関係を持つ宗教として捉えてきた。キリスト教徒は、礼拝するための集会の自由、教育活動、布教活動、教会の修繕と建設、及び宗教的書物の発行と輸入など、信教の自由の様々な面で、制限を受けている。教会や墓地は、ミャンマー(ビルマ)軍のキャンプを設置する目的などのため、冒涇された。キリスト教の十字架は、政府当局の命令により倒壊させられた。こうした命令や規制は、チン族、ナガ(Naga)族、カチン族の居住地域、特にキリスト教徒が居住者の大多数を占める地方で、最も厳しく執行されている。ミャンマー宗教省が発行したと思われる、キリスト教を中傷するさまざまなパンフレットが、チン州、ラングーン、マンダレー、及び東部国境地域で配布された。<sup>143</sup>

---

<sup>139</sup> US Commission on International Religious Freedom 2013 Annual Report; Burma 2013 年 4 月 30 日 [http://www.uscifr.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20\(2\).pdf](http://www.uscifr.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20(2).pdf)

<sup>140</sup> Amnesty International, Myanmar: Abuses against Rohingya erode human rights progress, 2012 年 7 月 19 日 <http://www.amnesty.org/en/news/myanmar-rohingya-abuses-show-human-rights-progress-backtracking-2012-07-19>

<sup>141</sup> Christian Solidarity Worldwide, SW calls for international action to end violence in Arakan State, Burma, 2012 年 11 月 1 日 <http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=press&id=1445&search=>

<sup>142</sup> BBC, Buddhists and Muslims clash in central Burma town, 2013 年 3 月 21 日 <http://www.bbc.co.uk/news/world-asia-21873978>

<sup>143</sup> Chin Human Rights Organisation, Threats to Our Existence”: Persecution of ethnic Chin Christians in Burma 2012 年 9 月 1.4. Discrimination, repression, and persecution of Christians [http://www.chro.ca/images/stories/files/PDF/Threats\\_to\\_Our\\_Existence.pdf](http://www.chro.ca/images/stories/files/PDF/Threats_to_Our_Existence.pdf)

**3.12.19** チン族は、数十年に亘り、民族と宗教の両側面に基づく、根深く制度化された差別を受けてきた。Chin Human Rights Organisation の報告書は、長年に亘り、信教の自由の侵害は、強制労働、拷問、及びその他の残酷、非人間的、又は人間の尊厳を貶めるような扱いなど、その他の深刻な人権侵害と重なり合うことが多かったことを示している。チン族は、信仰する宗教を表明する権利、布教活動を行う権利、及び宗教的集会を開く権利の侵害と並び、政府系行為者による改宗の教唆・強制も受けている。チン族の 70%以上が貧困線以下にある状況の下、チン州南部における深刻な貧困、及び食料の安全の危機により、チン族は、特に改宗の教唆・強制に抵抗できない状態に置かれている。<sup>144</sup>

**3.12.20** カチン州及びラカイン(アラカン)州の紛争地域の外で暮らすミャンマー（ビルマ）のキリスト教徒は、2012 年、新政府やミャンマー宗教省と、より頻繁且つより開放的に連絡を取れるようになり、状況は改善されたと伝えている。しかし、教会の新築、公の祝典又は祝祭の開催、及び宗教的書物の輸入に関し、許可を得ることは今でも難しい。ラングーン周辺の一部地域では、新しい法律が集会の権利を保証しているにも拘らず、警察は、礼拝のための集会や、修行の頻度を制限している。<sup>145</sup>

**3.12.21** 2008 年初頭に発布された政府の規定は、住居、ホテル、又はレストランなど、未登録の建物で宗教的な集会を開催することを禁止している。但し、この規制は、近年、あまり厳格に執行されていない。慈善活動や人道支援に関する制限は、2009 年以降、存在した。政府は、一部地域、特に地方の仏教徒居住地域で、プロテスタント派が布教活動を行うことを度々禁止してきた。<sup>146</sup>

**3.12.22** チン州北部の多くの情報筋がキリスト教徒に対する大幅な規制緩和を報じた一方で、チン州南部では、政府役人が非仏教徒に仏教への改修を奨励・教唆しているとされる。追放処分を受けたチン族の人権団体は、チン州南部で、地元の政府役人が、キリスト教徒の家族に対し、食料の供給と子どもの無償教育と引き換えに、子どもを Na Ta La と呼ばれる仏教の学校に通学させることを教唆したと報告した。以前、学校卒業時に改宗を拒否した者は、軍の荷物持ちとして労働を強制されたという。但し、この慣習が報告対象年に継続して行われていたという報告は無かった。<sup>147</sup>

---

<sup>144</sup> Chin Human Rights Organisation, "Threats to Our Existence": Persecution of ethnic Chin Christians in Burma 2012 年 9 月, Summary of findings ページ 114  
[http://www.chro.ca/images/stories/files/PDF/Threats to Our Existence.pdf](http://www.chro.ca/images/stories/files/PDF/Threats_to_Our_Existence.pdf)

<sup>145</sup> US Commission on International Religious Freedom 2013 Annual Report; Burma 2013 年 4 月 30 日 [http://www.uscirtf.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20\(2\).pdf](http://www.uscirtf.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20(2).pdf)

<sup>146</sup> US Commission on International Religious Freedom 2013 Annual Report; Burma 2013 年 4 月 30 日 [http://www.uscirtf.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20\(2\).pdf](http://www.uscirtf.gov/images/2013%20USCIRF%20Annual%20Report%20(2).pdf)

<sup>147</sup> 米国国務省, International Religious Freedom Report 2012: Burma, 2013 年 5 月 20 日,

**3.12.23** キリスト教集団は、この年、土地の購入又は教会の新築に関する許可が取得しやすくなったと伝えている。但し、政府当局が宗教施設の新築や修繕を許可しなかったケースもあるとされる。<sup>148</sup>

**3.12.24** キリスト教の神学セミナーや聖書神学校、及びイスラム教のマドラサ(イスラム教の学校)がいくつか開校されている。一部のキリスト教の神学校は、14 の宗派を代表する Myanmar Council of Churches に登録していないが、政府の介入を受けることなく運営を続けている。<sup>149</sup>

**3.12.25** 殆どの地域で、キリスト教とイスラム教の集団は、地元自治体の非公式な承認を得るだけで、横道又は目立たない場所に小さな礼拝所を設置することができた。チン州では、人目に付く丘の頂上に立っているものを中心に、大きなキリスト教の十字架が破壊されたとの報告があった。<sup>150</sup>

**3.12.26** KWAT: Kachin Women's Association of Thailand の報告によると、カチン州では、2011 年 6 月に武力闘争が勃発して以降、66 のキリスト教の教会が消失したという。同協会は、ミッチーナー(Myitkyina)を拠点とするカチン・バプティスト教会(Kachin Baptist Convention)を後ろ盾に持つ団体である。2013 年 2 月にチェンマイ大学(Chiang Mai University)のセミナーで講演をした KWAT の Juila Marip は、ミャンマー政府軍による教会の放火は、宗教弾圧に相当すると発言した。<sup>151</sup>

**13.12.27** キリスト教徒の家族に生まれた者は、貧困、差別、及び抑圧に満ちた人生を送る可能性が高い。どこへ行っても監視され、教育や雇用の機会からは阻害される。キリスト教徒は、改宗を伝統的な価値に対する裏切りと見なす地元の仏教僧侶や村民からも迫害を受けている。軍事政権は、時折村に駐留し、キリスト教徒が持つ僅かな蓄えさえ差し出すことを命じる。日曜日は、地元の信者が兵士の使い走りに駆り出されるため、礼拝サービスが中止されることが多い。<sup>152</sup>

---

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2012&dliid=208218>

<sup>148</sup> 米国国務省, International Religious Freedom Report 2012: Burma, 2013 年 5 月 20 日,

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2012&dliid=208218>

<sup>149</sup> 米国国務省, International Religious Freedom Report 2012: Burma, 2013 年 5 月 20 日,

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2012&dliid=208218>

<sup>150</sup> 米国国務省, International Religious Freedom Report 2012: Burma, 2013 年 5 月 20 日,

<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/religiousfreedom/index.htm?year=2012&dliid=208218>

<sup>151</sup> Mizzima, Religious persecution, rape still evident in Kachin State, 2013 年 2 月 15 日

<http://www.mizzima.com/special/kachin-battle-report/8912-religious-persecution-rape-still-evident-in-kachin-state.html>

<sup>152</sup> Open Doors, Burma, 日付記載無し

<http://www.opendoors.org.nz/persecutedchristians/countryoverview/burma/>

[保護の行為者\(Actors of protection\)](#) (上記セクション 2.3)

[国内移住\(Internal relocation\)](#) (上記セクション 2.4)

[判決例\(Caselaw\)](#) (上記セクション 2.5)

も参照されたい。

**3.12.28 結論.** 少数派宗教集団は、コミュニティーからの暴力と政府からの差別を受けている。ミャンマー（ビルマ）政府当局は、一部地域において、特に少数民族に対し、迫害に相当するほど厳しく宗教活動を制限している。宗教集団、中でも反政府活動への関与を疑われている少数民族のキリスト教徒及びイスラム教徒は、立ち入った監視、逮捕、虐待、暴力、財産の破壊又は冒涇、並びに、礼拝、教育、及び宗教活動に関する厳しい規制を受けている。ケースワーカーは、それぞれのケースを慎重に、個別の事実に基づき、入手できる最新の出身国別情報に照らし、慎重に検討する必要がある。申請者が、自身の宗教的帰属のために迫害を受ける深刻なリスクを証明できる場合、庇護を認めることが妥当である。

### 3.13 出国及び帰国

**3.13.1** 庇護申請又は人権に関する訴えの一部として、ミャンマー（ビルマ）を違法に出国した、又は出国条件に違反して出国したことから、ミャンマー（ビルマ）への帰国に対する恐怖を訴える申請者がいる。正当な文書を持たないためにミャンマー（ビルマ）に帰国できず、違法に帰国せざるを得ず、投獄されることを主張する申請者もいる。英国で庇護申請を提出した事実そのものが、迫害又は虐待のリスクを高めたと主張する申請者もいる。

**3.13.2 扱い.** ミャンマー政府は、政治活動家、元政治犯、及び外国大使館の現地職員の海外渡航を制限している。当局はパスポートや出国許可証の発行を拒否していたが、以前とは異なり、2012 年後半、政府は、過去にパスポートの発行を拒否された人々に対し、パスポートを発行し始めた。2012 年 11 月 19 日、政府は、「政治活動を行った疑いで入国又は出国を禁止された人々の『ブラックリスト』を破棄した」という声明書を出し、国民や外国人が自身の身分について問い合わせることのできる担当者を大統領事務室に配置した。<sup>153</sup>

**3.13.3** ミャンマー内務省は、民主主義推進家、人権活動家、公益弁護士、及びジャーナリストなどを含む多くの元政治犯に対し、パスポートの発行を拒否し、海外渡航を禁止している。<sup>154</sup>

---

<sup>153</sup> 米国国務省、2012 Human Rights Report: Burma, 2013 年 4 月 19 日 Section 2d  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

<sup>154</sup> Human Rights Watch, World report 2013: Burma, 2013 年 1 月 31 日  
<http://www.hrw.org/world-report/2013/country-chapters/burma>

**3.13.4** 外務英連邦省(FCO)は、COI サービスに宛てた 2011 年 12 月 21 日付の E メールの中で、次のようにコメントした：

「ここ数ヵ月、多くの国民民主連盟(NLD)の党員が、政府当局に介入されることなく海外に渡航し、帰国している。2011 年 12 月に正式な政党として国民民主連盟(NLD)が再登録され、2012 年初頭の補欠選挙で議席を獲得することが考えられることから、国民民主連盟(NLD)の党員は、活発に活動しているか否かに拘わらず、大した障害も無く入出国できる可能性が高い。活動を休止している国民民主連盟(NLD)党員が入国時に尋問される可能性は、無いとは言えないが、比較的低い。」<sup>155</sup>

**3.13.5** 2011 年 3 月、テイン・セイン大統領は、国外追放となった人々に対し、帰国して改革プロセスに参加することを呼びかけた。2012 年 9 月、テイン・セイン大統領の呼びかけに応じて帰国した Kyaw Kyaw Min は、ミャンマー（ビルマ）に帰国した元国外追放者として起訴された初めてのケースとなった。Kyaw Kyaw Min は、2007 年に民主主義推進活動家を弁護した際、法廷侮辱罪で有罪となり、懲役 6 ヶ月の刑を宣告された。Kyaw Kyaw Min の顧客は、アウン・サン・スー・チー(Daw Aung San Suu Kyi)の釈放を求める行進の最中に逮捕された。Kyaw Kyaw Min は、2008 年に不在裁判で刑の宣告をされたが、8 月 28 日に逮捕され、インsein刑務所に収監された。<sup>156</sup> アジア人権協議会によると、Saw Kyaw Kyaw Min の起訴は、2 つの面で非常に好ましくないシグナルを発しているという。1 つ目は、この事件は、国外に居住し、帰国を望んでいるミャンマー（ビルマ）人に対し、実際に帰国した場合、以前の犯罪を再び問われないという保証、又は、新たな犯罪で起訴されないという保証が無いことを発信している。2 つ目は、この事件は、国内外のすべての人々に対し、ミャンマー（ビルマ）の裁判所、警察、及びその他多くの主要な公的機関が、政治改革以前とほぼ同じ体勢で機能していることを発信している。<sup>157</sup>

**3.13.6** 最近数ヵ月で帰国した数百人の国外追放者は、元活動家や反体制者であり、未だに軍の後ろ盾を持つ建前上の文民政府にとって脅威となる可能性を持っている。2012 年 8 月に、政府がビザ発行のブラックリストに載っている 2,000 人の名前を消去すると発表したため、帰国者の数は増えると考えられる。ブラックリストには、元米国務長官マデレーン・オルブライト(Madeleine Albright)、アウン・サン・スー・チーの 2 人の息子、及びベテランのオーストラリア人リポーター John Pilger が含まれていた。誓約書に違反した者にどの

---

<sup>155</sup> FCO からの 2011 年 12 月 21 日付の E メール (COI サービスに請求することにより入手可能)

<sup>156</sup> Burma partnership, 27 August – 2 September: Burma: Come Home But Be Quiet, 2012 年 9 月 3 日 <http://www.burmapartnership.org/2012/09/27-august-2-september-burma-come-home-but-be-quiet/>

<sup>157</sup> アジア人権協議会、ミャンマー（ビルマ）：The State of Human Rights in 2012, 2012 年 12 月 10 日, ページ 5

[www.humanrights.asia/resources/hrreport/2012/ahrc-spr-004-2012.pdf/at\\_download/file](http://www.humanrights.asia/resources/hrreport/2012/ahrc-spr-004-2012.pdf/at_download/file)

ような制裁が下されるかは不明である。しかし、政治活動家らによると、2010 年 11 月の選挙後にテイン・セイン大統領が改革にわかに推進したにも拘らず、国外追放者に帰国を躊躇させるような出来事がいくつか発生しているという。<sup>158</sup> 2012 年 8 月に、移民「ブラックリスト」上の 2,000 人の名前を消去するとして発表に加え、ミャンマー（ビルマ）政府は、反逆罪に問われている国民、又は外国で庇護申請を認められた国民の帰国を許可しないと発表した。この悪名高いリストには、約 4,000 人の名前が残っている。同リストから名前を消去された反体制派は、この流れを慎重に歓迎した。但し、テイン・セイン政権は政治改革やその他の改革を推進してはいるが、いつでも予告せずに決定を覆せるとして、懸念を示している。「ミャンマー（ビルマ）に帰国して仕事をするべきか否かは、それぞれの個人及び集団が決定することである。ミャンマー（ビルマ）の現状は明らかになっていない—決定を下せるほど明らかではない。いつ何時逮捕されるかは分からない。」国外に退去したミャンマー（ビルマ）法律家連盟(Burma Lawyers Council)の元秘書 Aung Htoo はこう語った。<sup>159</sup>

**3.13.7** 2012 年 10 月、The Independent 紙は、民主改革が進み、テイン・セイン大統領による帰国の呼びかけに応じた国外追放者らは、政府を批判しないこと、また、「国家に損害を与える」行為を一切しないことを誓約する文書に署名することを求められたと報じている。活動家らは、政府のこうした命令は、ミャンマー（ビルマ）の改革が限定的であることを露見していると主張した。2011 年の夏、更に翌年の春、テイン・セイン大統領は、「様々な理由」によりミャンマー（ビルマ）を脱出した数千人、数百万人のミャンマー（ビルマ）国民に帰国を呼びかけた。教師、エンジニアを含め、教育を受けた労働者の不足に悩まされ、政府は、これらの人々に対し、雇用支援や事業開発援さえ申し出た。しかし、一部の国外追放者にとって、この呼びかけは条件付きである。抑圧を避けるため、又は、特に政治活動家にとっては職を探すため、出国したミャンマー（ビルマ）人の多くは、ビザの発行を認められる前に 5 項目から成る誓約書に署名しなければならない。The Independent 紙が入手・翻訳した誓約書のコピーによると、政府の「温情」に応えるため、国外追放者は、(1) 国家を軽視する行動を避ける、(2) 国家の安定を脅かす行動を避ける、国家の安定を脅かす行動をとるように他者に働きかけない、国家の安定を脅かす可能性のある政府に批判的な書物を発行しない、(3) 違法な組織と関係を持たない、(4) 反政府的な行動を避ける、及び、(5) 政府に感謝の意を示して法を遵守する、の 5 項目に同意しなければならないという。<sup>160</sup>

---

<sup>158</sup> The independent, Burma's exiles can return - if they promise to be good, 2012 年 10 月 19 日  
<http://www.independent.co.uk/news/world/asia/burmas-exiles-can-return-if-they-promise-to-be-good-8217108.html>

<sup>159</sup> Radio Free Asia, Burma: Blacklist names released, 2012 年 8 月 30 日  
<http://www.rfa.org/english/news/burma/blacklist-08302012184840.html>

<sup>160</sup> The independent, Burma's exiles can return - if they promise to be good, 2012 年 10 月 19 日  
<http://www.independent.co.uk/news/world/asia/burmas-exiles-can-return-if-they-promise-to-be-good-8217108.html>

**3.13.8** Burma Campaign UK は、2011 年 9 月、次のように報じた：ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告官は、現在の状況では、当局を批判する意見を表明する意思を固めた者は、恣意的に逮捕されるリスクを負うとして、国外追従者に対し、ミャンマー（ビルマ）に帰国した場合、逮捕される可能性があることを警告した。<sup>161</sup>

[保護の行為者\(Actors of protection\)](#) (上記セクション 2.3)

[国内移住\(Internal relocation\)](#) (上記セクション 2.4)

[判決例\(Caselaw\)](#) (上記セクション 2.5)

も参照されたい。

**3.13.9 結論。** ミャンマー（ビルマ）の状況は、多少の進歩の兆しを見せ、テイン・セイン大統領は、2011 年 8 月、特定の反体制派の帰国を許可する声明を発表した。しかし、ミャンマー（ビルマ）人国外追放者らはこの声明に疑念を抱いている。ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告官は、国外追放者らに対し、実際に帰国した場合、逮捕される可能性があるとして、次のように警告した：「現在の状況では、当局を批判する意見を表明する意思を固めた者は、恣意的に逮捕されるリスクを負う」。ミャンマー（ビルマ）の状況が流動的であることを踏まえ、また、勾留の条件が第 3 条に違反する可能性が高いものであることを考え、ケースワーカーは、それぞれのケースを慎重に、個別の事実に基づき、入手できる最新の出身国別情報に照らし、検討する必要がある。

## 不法出国

**3.13.10** ラングーンの英国高等弁務官事務所(British High Commission)内外務英連邦省(FCO)事務所は、2010 年 6 月 26 日に更新された(本来の日付は 2007 年 8 月 15 日)書簡の中で、ミャンマー（ビルマ）国民が合法的にミャンマー（ビルマ）を出国する方法には 3 通りあると記している：

- 「a) 有効なパスポート、及び有効な出国書類(D 書式(D-forms)と呼ばれる)を所持する。
- b) パスポートと D 書式を所持して、又は、越境カード(国境で発行を受ける。これを所持して越境した者は 24 時間以内に帰国することが要求される。)を所持して、合法的な国境検問所を経由する。
- c) ミャンマー（ビルマ）政府当局は、国境を越える出稼ぎ労働者の流れを管理するための政策の一環として、最近、3 年間有効な仮パスポートを特定の国境検問所(Myawaddy 及び

---

[217108.html](#)

<sup>161</sup> Burma Campaign UK, Burma Briefing No.15, Political events in Burma: New or recycled? 2011 年 9 月

<http://burmacampaign.org.uk/images/uploads/15-Political-Events-in-Burma-New-or-Recycled.pdf>

Kawthoung)で発行していると聞く。この情報の確認に努めている。」<sup>162</sup>

**3.13.11** 2010 年 6 月 26 日付の外務英連邦省(FCO)の書簡は、次のようにも記している。「ミャンマー（ビルマ）を合法的に出国するミャンマー（ビルマ）国民は、必ず出国スタンプの押印を受けなければならない。航空機で出国する場合、出国スタンプは出国日とフライト・ナンバーを記録する。合法的な国境検問所を経由して陸路で越境する場合、出国スタンプは出国日と、経由した国境検問所を記録する。出国スタンプには帰国しなければならない日付は記されていない。目的地に関する情報も記されていないが、航空機で出国する場合、フライト・ナンバーにより最初の目的地が自明である。また、D 書式には承認済みの目的地が記載されている。」<sup>163</sup>

**3.13.12** 「1947 年ミャンマー（ビルマ）移民法(Burma Immigration Act 1947)」(「緊急規定法(Emergency Provisions Act)」第 13 条は、次のように定めている：

本法律の条項、本法律に基づいて制定された規則、又は任意の許可証若しくはビザに記載された条件に違反して、ミャンマー（ビルマ）連邦に入国しようとする者、又は、ミャンマー（ビルマ）連邦に合法的に入国した後、違法に滞在する者若しくは滞在しようとする者は、2 年以内の懲役、又は罰金、又はその両方を科される。

この条文は、1990 年に改訂され、「2 年以内の懲役、又は罰金、又はその両方を科される」という表現は、「最低 6 ヶ月、最高 5 年の懲役刑、又は最高 1,500 チャットの罰金、又はその両方」と書き換えられた。<sup>164</sup>

保護の行為者(Actors of protection) (上記セクション 2.3)

国内移住(Internal relocation) (上記セクション 2.4)

判決例(Caselaw) (上記セクション 2.5)

も参照されたい。

**3.13.13 結論.** ミャンマー（ビルマ）を違法に出国することは刑事犯罪であり、重い懲役刑を科される。ミャンマー（ビルマ）政府当局は、ミャンマー（ビルマ）を合法的に出国した者の詳細な記録を正当に取得した出国スタンプ上に保持しているため、申請者が必要な承認を得ずに出国したこと、又は出国条件を満たさなかったことを検知する可能性は高い。

<sup>162</sup> 2010 年 6 月 26 日付の FCO からの書簡 (COI サービスに請求することにより入手可能)

<sup>163</sup> 2010 年 6 月 26 日付の FCO からの書簡 (COI サービスに請求することにより入手可能)

<sup>164</sup> 1947 年ミャンマー（ビルマ）移民法(緊急規定法) [Myanmar], Burma Act XXXI of 1947, 1947 年 6 月 13 日, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/3ae6b4fa18.html> 及び The State Law and Order Restoration Council, 1947 年ミャンマー（ビルマ）移民法(緊急規定法)改訂法 (The State Law and Order Restoration Council Law No. 2/90) (1990 年 1 月 22 日) <http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/3edbb3a94.pdf>

ミャンマー（ビルマ）を違法に出国した者は、ミャンマー（ビルマ）に帰国した際、勾留・逮捕される可能性が高い。HM (risk factors for Burmese Citizens) Burma CG [2006] UKAIT 00012HM によると、違法出国とは、「ミャンマー（ビルマ）政府の承認を得ずにミャンマー（ビルマ）を出国することを意味し、当該人物が合法的な出国条件を満たさず、出国を許可されなかった国への渡航を含む」とされる。この定義には、合法的にミャンマー（ビルマ）を出国し、タイなどの第三国に渡航した後、政府当局から承認を得ずに西洋諸国に渡航した者を含む。こうした人々は、パスポート(又は D 書式)に正しい出国スタンプが押印されていないため、ミャンマー（ビルマ）を違法に出国したと見なされる。ミャンマー（ビルマ）を違法に出国することは政治的行動ではなく刑事犯罪であり、それ自体は、「1951 年難民条約(Refugee Convention)」に基づく英国の義務を発生させないが、刑務所の条件が欧州人権条約(ECHR)第 3 条に違反する可能性が高いものであることを踏まえ、「人道的保護」を認めるのが妥当である場合が多い。

#### 有効なパスポートを持たないミャンマー（ビルマ）への帰国者

**3.13.14** 「1947 年ミャンマー（ビルマ）移民法」（「緊急規定法」）第 13 条 2 の条件の下、「ミャンマー（ビルマ）連邦の国民は、正当な権限者が発行した有効なミャンマー（ビルマ）連邦のパスポート、又はそれを代替する証明書を所持せずにミャンマー（ビルマ）に入国することはできない」と定めている。<sup>165</sup> この条項に違反した者は、同法の第 13 条 1 に基づいて、「最低 6 ヶ月、最高 5 年の懲役刑、又は最高 1,500 チャットの罰金、又はその両方を科される。」<sup>166</sup>

**3.13.15** 英国大使館に勤務する外務英連邦省(FCO)の職員は、2011 年 2 月 2 日付の書簡の中で、身分証明書について、次のように記している：身分証明書を所持している者はミャンマー（ビルマ）への渡航を認められる(例えば、航空券を購入できる)。到着時、パスポートの不所持に関して移民局から尋問を受ける可能性が高い。これには、尋問センターへ移送されることが含まれる。尋問センターは、必ずとは言えないが、睡眠と食事を与えないことがあるとして知られている。刑事犯罪、又は政治活動の履歴が無い場合、それ以上の措置はとられない。ミャンマーの身分証明書(Myanmar ID card)のみ所持している者は、航空券などを購入できない。こうした人物が、ヤンゴン空港到着時に上述の通りの尋問を受けることは間違いなく、起訴されない場合でも、今後、パスポートの発行を認められなくなることが予想される(コネを持つ/十分な賄賂を渡す場合を除く)。ミャンマー（ビルマ）を出国した方法を尋問され、違法に出国したことが判明した場合、違法移民法によって処罰の

<sup>165</sup> 1947 年ミャンマー（ビルマ）移民法(緊急規定法) [Myanmar], Burma Act XXXI of 1947, 1947 年 6 月 13 日, <http://www.unhcr.org/refworld/country..NATLEGBOD..MMR..3ae6b4fa18.0.html>

<sup>166</sup> The State Law and Order Restoration Council, 1947 年ミャンマー（ビルマ）移民法(緊急規定法)改訂法 (The State Law and Order Restoration Council Law No. 2/90) (1990 年 1 月 22 日) <http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/3edbb3a94.pdf>

対象となり、懲役刑を宣告される可能性がある。<sup>167</sup>

[保護の行為者\(Actors of protection\)](#) (上記セクション 2.3)

[国内移住\(Internal relocation\)](#) (上記セクション 2.4)

[判決例\(Caselaw\)](#) (上記セクション 2.5)

も参照されたい。

**3.13.16 結論.** HM (risk factors for Burmese Citizens) Burma CG [2006] UKAIT 00012 によって、ミャンマー（ビルマ）国民は、一般的に、ロンドンのミャンマー（ビルマ）当局が発行した有効なパスポートを持たずに英国から帰国した場合、同人名義の失効したパスポートを大使館に提示できない限り、欧州人権条約(ECHR)第 3 条に基づく権利を侵害すると合理的に考えられる条件で、投獄される現実的なリスクを負うと推定される。

**3.13.17** 申請者が、有効なパスポートを所持せずにミャンマー（ビルマ）に帰国した場合、「1947 年ミャンマー（ビルマ）移民法」（「緊急規定法」）第 13 条 1 の条項の下、勾留・逮捕される可能性が高い。従って、有効なパスポートを所持していない、又は代替パスポートを取得できない申請者は、ミャンマー（ビルマ）に帰国した際、投獄される可能性が高い。これは政治的行動ではなく刑事犯罪であり、それ自体は、「1951 年難民条約」に基づく英国の義務を発生させないが、刑務所の条件が欧州人権条約(ECHR)第 3 条に違反する可能性が高いものであることを踏まえ、「人道的保護」を認めるのが妥当である場合が多い。

#### 庇護申請を却下された者が帰国の際に追うリスク

**3.13.18** 上述の通り、ミャンマー（ビルマ）を違法に出国した、又は有効なパスポートを所持して帰国できない申請者は、欧州人権条約 (ECHR)第 3 条に基づく権利を侵害するような条件の下で投獄される可能性が高い。HM (risk factors for Burmese Citizens) Burma CG [2006] UKAIT 00012 は、ミャンマー（ビルマ）を違法に出国した者、又は違法に入国しようとした者が、庇護申請を却下されたことをミャンマー（ビルマ）当局が検知した場合、当該人物の違法出国及び/又は入国に対する懲役刑に大きな影響を与える可能性がかなり高いと判断した。従って、こうした人物を英国から送還することは、「難民条約」第 33 条に違反する。よって、ケースごとの個別の事実と状況から、同申請者が庇護申請を却下されたことをミャンマー（ビルマ）当局が検知すると考えられる場合、申請者を送還すれば、帰国した際に尋問される可能性が高いことを考慮し、庇護を認めることが妥当である。

**3.13.19** しかし、HM (risk factors for Burmese Citizens) Burma CG [2006] UKAIT 00012 は、ある人物が庇護申請を提出したと考える根拠をミャンマー（ビルマ）当局が持っていたとしても、反体制派と見なす理由が無い限り、有効なパスポートを所持して合法的にミ

---

<sup>167</sup> 2010 年 6 月 26 日付の FCO からの書簡 (COI サービスに請求することにより入手可能)

ャンマー（ビルマ）を出国し、合法的にミャンマー（ビルマ）に帰国する人物が、英国で難民申請を提出したことを理由に、帰国した際に欧州人権条約（ECHR）第 3 条に違反する迫害の現実的なリスクを負うことは明らかではないと判断した。こうしたケースでは、庇護又は「人道的保護」を認めることは妥当ではない。

### 合法的な出国及び帰国

**3.13.20** 合法的にミャンマー（ビルマ）を出国し、出国許可の条件を満たし、単にパスポートの有効期限が失効してしまった者は、ロンドンのミャンマー（ビルマ）大使館で有効なパスポートを取得することが可能である。情報によると、ミャンマー（ビルマ）当局は適正に取得した出国スタンプを押印されて合法的にビルマを出国した者の記録を保持しており、ミャンマー（ビルマ）大使館がミャンマー（ビルマ）を合法的に出国した者の情報をチェックし、要請に応じて新しいパスポートを発行することは可能なはずである。HM (risk factors for Burmese Citizens) Burma CG [2006] UKAIT 00012 は、失効したパスポートを提出しない限り、新たなパスポートの発行を受けることは「かなり難しい」と判断したが、合法的にミャンマー（ビルマ）を出国し、出国ビザの条件を満たしたが、パスポートの有効期限が失効してしまった申請者は、ロンドンのミャンマー（ビルマ）大使館で有効なパスポートを取得することが可能であると考えられる。

**3.13.21** ミャンマー（ビルマ）当局から反体制派と見なされておらず、合法的にミャンマー（ビルマ）を出国し、出国許可の条件を満たし、出国時と同じパスポート、又はロンドンのミャンマー（ビルマ）大使館が発行したパスポートを所持して帰国できる申請者は、ミャンマー（ビルマ）に帰国した際、投獄されるリスクは無く、こうした申請者に庇護や「人道的保護」を認めることは妥当ではない。

### 3.14 刑務所の状態

**3.14.1** 申請者は、帰国した際に投獄されるリスクが高いことや、ミャンマー（ビルマ）の刑務所の状況は非常に劣悪で、拷問、非人間的扱い、又は処罰に相当するほどであることを理由に、ミャンマー（ビルマ）に帰国できないと主張することがある。

**3.14.2** 本セクションのガイダンスは、刑務所の状況が欧州人権条約（ECHR）第 3 条に違反するほど劣悪で、「人道的保護」を認めるに値するか否か、という点だけに焦点を当てている。「難民条約」に基づく理由で投獄される場合、又は「難民条約」に基づく理由で懲役刑が規範より重くなる場合、難民申請が却下されたときの刑務所の状況が欧州人権条約（ECHR）第 3 条に違反するか否かを検討する前に、難民申請を第一に検討すべきである。

**3.14.3 考慮すべき点.** 一部地域の状況は改善したと伝えられるが、刑務所、及び特に労働

キャンプの状況は、未だに過酷且つ生命を脅かすものである。刑務所の食事、衣服、及び衣料品の備蓄は枯渇しており、品質も低い。ベッドは、多くの場合、適切ではない。木製の台にマット 1 つ、又は、コンクリート製の床の上にラミネート加工のプラスチックのシートを敷いただけ、という場合が多い。受刑者は飲料水を与えられない。多くの場合、家族が受刑者の正式な配給に、医薬品や基本的必需品を補充している。受刑者は、清潔な水、囚人服、皿、コップ、及び道具など、基本的必需品の代金を刑務所長に支払っているとされる。<sup>168</sup>

**3.14.4** ミャンマー（ビルマ）矯正局(Correctional Department)は、推定 42 カ所の刑務所と 100 以上の労働キャンプを運営している。ある人権団体と、著名な国際非政府団体(NGO)は、受刑者の数を男性 5 万 7,000 人、女性 8,000 人、合計約 6 万 5,000 人と推定している。未成年の被勾留者は数百人と推定される。当局は省スペース対策として受刑者を労働キャンプに送ると言われており、国内最大のインsein刑務所を除き、過密状態であるとの報告は殆ど無い。<sup>169</sup>

**3.14.5** 裁判前の被勾留者は、有罪判決を受けた受刑者と一緒に勾留されている。また、政治犯は、多くの場合、一般の刑事犯と一緒に勾留されている。2012 年、政治犯の扱いは以前より改善されたと報告されている。<sup>170</sup>

**3.14.6** 被勾留者は適切な医療を受けることができない。多くの意味で、これは一般人にも言えることである。受刑者は、マラリア、心的疾患、高血圧、結核、皮膚病、及び腹部の疾患などの病気で苦しんでいる。これは、非衛生的な環境と腐敗した食事の結果である。注射器の共用や、感染者による性的暴行のため、刑務所内の HIV/AIDS 感染率は高いと伝えられている。元受刑者らは、刑務所当局が、長期間勾留されている受刑者を非公式な「刑務官」として任命し、他の受刑者を監督・支配させていると主張している。刑務所当局は、これらの「刑務官」に監禁された未成年者の管理を任せ、性的暴行を加える、賄賂と引き換えに他の受刑者に譲る、などの行為を容認しているとされる。これらの「刑務官」による 15 歳～16 歳の若年者への性的暴行は、HIV/AIDS の高感染率に繋がっている。元受刑者らは、老朽化し、修繕もされていないため保護機能を果たさず、鼠、蛇、菌、及び黴の蔓延った施設で勾留されたと訴えている。<sup>171</sup>

---

<sup>168</sup> 米国国務省, 2012 Human Rights Report: Burma, 2013 年 4 月 19 日, Section 2d  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

<sup>169</sup> 米国国務省, 2012 Human Rights Report: Burma, 2013 年 4 月 19 日, Section 2d  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

<sup>170</sup> 米国国務省, 2012 Human Rights Report: Burma, 2013 年 4 月 19 日, Section 2d  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

<sup>171</sup> 米国国務省, 2012 Human Rights Report: Burma, 2013 年 4 月 19 日, Section 2d  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

**3.14.7** 2012 年 2 月 12 日にラングーンの Hlaing Tharyar 区出身の男性が死亡したことを含め、勾留中の死亡のケースが報告されている。報道機関、人権活動家、及び弁護士らは、この男性は、地域の警察署からインsein刑務所に移送された 1 日後、同刑務所で死亡したと語っている。男性は、地域の警察署で 2 日間の尋問を受けている最中に暴行を加えられたとされる。<sup>172</sup>

**3.14.8** 非暴力的な犯罪者の監禁には、罰金、及び「コミュニティ逮捕(community arrest)」など、代替的な方法がいくつかある。「コミュニティ逮捕」は、犯罪者が自分のコミュニティ内に留まり、定期的に当局に報告することを義務付けている。社会復帰プログラムは提供されない。受刑者及び被勾留者は訪問者と面会することができる。一般的に、家族は月 1～2 回の面会を認められている。受刑者及び被勾留者は、検閲又は報復を受けることなく司法当局に苦情を提出することができる。しかし、すべての受刑者が自由に祈祷することを許可されている訳ではない。収監されている僧侶らは、仏教の安息日(Buddhist Sabbath)(ウポーサタ(Uposatha))を守ること、僧衣を着ること、頭を剃ること、又は僧侶の規則に従った時間に食事をするのを許可しないと訴えている。刑務所当局は、一般的に、非人間的な状況に関する信頼性の高い訴えを調査しようとしなない。<sup>173</sup>

**3.14.9** 2012 年を通して、ミャンマー政府は、報道機関又は独立した集団が刑務所の状況を監視することを許可しなかった。2012 年 11 月、政府は、赤十字国際委員会(ICRC : International Committee of the Red Cross)が刑務所や受刑者を訪問することに関する制限を解除するとの声明を出したが、年末時点で、制限は解除されていない。<sup>174</sup>

**3.14.10** 2012 年を通して、ミャンマー政府は、赤十字国際委員会(ICRC)の職員が 3 つの主要な刑務所において水及び衛生の改善プロジェクトを実施することを許可し、プロジェクトを他の刑務所にも拡張することに同意した。<sup>175</sup>

**3.14.11** 2013 年 3 月、ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告官は、ミャンマーの拘留所で拷問が続けられていることに関し、懸念を表明した。<sup>176</sup> Asian Legal Resource

---

<sup>172</sup> 米国国務省, 2012 Human Rights Report: Burma, 2013 年 4 月 19 日, Section 2d  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

<sup>173</sup> 米国国務省, 2012 Human Rights Report: Burma, 2013 年 4 月 19 日, Section 2d  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

<sup>174</sup> 米国国務省, 2012 Human Rights Report: Burma, 2013 年 4 月 19 日, Section 2d  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

<sup>175</sup> 米国国務省, 2012 Human Rights Report: Burma, 2013 年 4 月 19 日, Section 2d  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm?year=2012&dliid=204190>

<sup>176</sup> 国連人権理事会, Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights in Myanmar, 2013 年 3 月 6 日 paragraph 11 <http://www.unhcr.org/refworld/docid/513f10a37e.html>

Centre によると、拷問は政治犯に限られたことではなく、体系的に継続して行われているという。<sup>177</sup>

**3.14.12** 情報源によって正確な数字は一致していないが、地元の政治犯ネットワークは、250人～350人の政治犯が刑務所に収容されていると推定している。2012年11月18日、バラク・オバマ米大統領の訪問を受け、ミャンマー（ビルマ）政府は、赤十字国際委員会(ICRC)が刑務所を自由に訪問することを許可すると発表した。外務英連邦省(FCO)による四半期ごとのまとめは、英国政府が刑務所に残されたすべての政治犯の釈放を訴え続けており、残りのケースを監督するための、代表制による独立した調査委員会の設置を歓迎すると記している。外務英連邦省(FCO)は、ミャンマー（ビルマ）政府がこの問題に関連する国際法の義務を必ず果たすよう、ミャンマー（ビルマ）政府と協力を続ける予定である。<sup>178</sup>

**3.14.13 結論.** ミャンマー（ビルマ）の刑務所の状況は過酷であり、刑務官による被勾留者の虐待と拷問、適切な食事と医療の欠如、加えて過密状態と非衛生的な環境を考慮すると、条件は、第3条の最低基準を満たす可能性が高い。申請者がミャンマー（ビルマ）に帰国した際に投獄される現実的なリスクを負うことを証明できる場合、「難民条約」第1条Fによって除外されない限り、「人道的保護」を認めることが妥当である。

#### **4. 未成年者が自身の権利で申請を行う場合**

**4.1** 自身の権利を主張する未成年が庇護又は「人道的保護」を認められない場合、送還することが妥当なのは、以下の条件を満たす時である：(a) 帰るべき家族がいて、家族の元に帰ることが妥当な場合。又は(b) 適切な受け入れ先と生育の取決めがある場合。ケースワーカーは、保護者のいない子どもの庇護申請者(UASC: Unaccompanied Asylum Seeking Children)の送還検討に関する主なガイダンスである「庇護指令」：[Processing an Asylum Application from a Child](#)を参照するものとする。

**4.2** ケースワーカーは、[KA \(Afghanistan\) & Others \[2012\] EWCA civ1014](#)のケースについての上訴裁判所の判断に従った英国国境庁(Agency)の家族追跡(Family Tracing)に関するガイダンスを参照するものとする。このケースで、裁判所は、「2005年庇護希望者(受入れ条件)規則(Asylum Seekers (Reception Conditions) Regulations 2005)」の規則6(Regulation 6)によって、国務長官は、保護者のいない子どもの庇護申請者(UASCs)の家族

---

<sup>177</sup> 国連人権理事会, Written statement submitted by the Asian Legal Resource Centre, a non-governmental organization in general consultative status; Myanmar: Savage torture in ordinary criminal cases, 2013年2月13日  
[http://www.ecoi.net/file\\_upload/1930\\_1363189680\\_g1310996.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/1930_1363189680_g1310996.pdf)

<sup>178</sup> 外務英連邦省, Quarterly updates; Burma 2012年12月31日  
<http://fcohrdreport.readandcomment.com/human-rights-in-countries-of-concern/burma/quarterly-updates-burma/>

の追跡を求める義務を負うと判断した。

**4.3** 現在、ミャンマー（ビルマ）には、家族のいない子どもの適切な受け入れ先、支援、及び生育の取決めが整備されていると納得できる十分な情報が無い。送還できない子どもは、関連する「[庇護の手引き](#)」に定められている通り、保護者のいない子どもの庇護申請者(UASC)として認めるべきである。

## **5. 治療が必要な場合**

**5.1** 庇護申請を却下されたが、出身国では受けられない、又は受けることが難しい治療を必要とするという理由で残留することを希望する者は、送還することが欧州人権条約(ECHR)に基づく義務に反する場合、送還するべきではない。ケースワーカーは、それぞれのケースを慎重に、個別の事実に基づき、懸案の国における医療の状況に関して入手できる最新の出身国別情報に照らし、検討する必要がある。情報が容易に得られない場合、COIサービス(COI S)に情報請求を提出するものとする。

**5.2** 欧州人権条約 (ECHR)第 3 条の最低基準は非常に厳しいものである。単に、出身国において必要な治療が受けられないのか、又は容易に得られないのかという問題ではない。[N \(FC\) v SSHD \[2005\] UKHL31](#) のケースにおける英国上院の判断によると、それは、申請者の病気が重大な段階に達しており（即ち、死に瀕している）、尊厳を持ってその運命を迎えることを可能とするような手厚い看護が受けられない限り、現在受けている治療を中断させて出身国に送還し、早い死を迎えさせることが非人間的な扱いに相当するか否かという問題である。この判決は、2008 年 5 月、ヨーロッパ人権裁判所(European Court of Human Rights)によって指示された。

**5.3** この基準は、上級裁判所(UT)に引き継がれ、[GS and EO \(Article 3 – health cases\) India \[2012\] UKUT 00397\(IAC\)](#) のケースで、上級裁判所は、送還によって治療を中止されたことにより寿命が著しく早まることは、第 3 条に基づく義務に関わる非常に例外的なケースとはならないと判断した。但し、上級裁判所は、子ども、治療の差別的な中止、内戦による資源又は同様の人力の欠如が関係するケースでは、厳しい最低基準から逸脱することも認められるとした。

**5.4** 英国での治療の結果、申請者の健康状態が改善又は安定し、治療を中止することによって大幅に又は致命的に病状が悪化する恐れがあるとしても、それ自体は、欧州人権条約(ECHR)第 3 条に違反する非人間的な扱いに相当しない。すべてのケースを個別に出身国別情報の条件に照らして検討する必要があるが、一般的に、送還を避けるためには、申請者は例外的な状況を証明する必要がある。即ち、申請者が致命的な病気の末期にあり、帰

国しても治療又は家族の支援を受けられる見込みが無いなど、必然的な人道的問題があることを示さなければならない。

**5.5** 申請者の個人的状況と出身国の状況により、送還することが第3条及び第8条の違反に相当するとケースワーカーが判断する場合、「裁量による在留許可」を認め、残留を選択させることが妥当である。こうしたケースでは、「裁量による在留許可」を認める前に、必ず上級ケースワーカーに相談するものとする。ケースワーカーは、「裁量による在留許可」に関する「庇護の手引き」を参照し、適切な残留期間を決定するものとする。

## **6. 帰還**

**6.1** 申請を却下され、英国に合法的に残留する理由を持たない庇護申請者をミャンマー（ビルマ）に送還することを防止する政策は無い。

**6.2** 庇護又は人権に関する訴えを認めることの利点を検討する際、渡航文書を取得することの難しさその他など、送還の実際に影響を与える要因は考慮しないものとする。申請に扶養家族が含まれる場合、帰国後の扶養家族の状況は、「入国管理規則」と並行して検討するものとする。

**6.3** 送還を避ける理由として提出され、これまで考慮されていなかった健康状態は、入手できる最新の出身国別情報の背景、及びそのケース固有の事実と照らして検討しなければならない。そうした上で、[「執行指導要領\(Enforcement Instructions and Guidance\)」第53.8章](#)に従って送還が正しい処置であるか否かを決定するものとする。

**6.4** ミャンマー（ビルマ）国民は、以下の3つのいずれかの方法で、いつでも、ミャンマー（ビルマ）のどの地域にでも帰国できる：(a) 自分自身で英国を出国する手続きを取り、出国する。(b) 英国移民局の手続きを通じ、自由意思に基づいて出国する。又は、(c) 「支援された自主帰還(AVR: Assisted Voluntary Return)」制度の一つに基づいて英国を出国する。

**6.5** 「支援された自主帰還(AVR)」制度は、Refugee Action が英国内務省の立場で実施している。Refugee Action は、渡航文書の取得、及び航空券の予約に関する助言と支援、並びにミャンマー（ビルマ）での再調整の補助を行う。この制度は1999年に設置され、庇護認定又は上訴の結果を待つ人々、及び庇護申請を却下された人々に開放されている。この制度を利用してミャンマー（ビルマ）への帰国に関する補助を得ることを望むミャンマー（ビルマ）国民は、Refugee Action のウェブサイト：[www.choices-avr.org.uk](http://www.choices-avr.org.uk) に掲載されている Refugee Action Details を参照すると良い。

Country Specific Litigation Team  
Operational Policy and Rules Unit  
Operational Systems Transformation  
英国内務省

2013 年 7 月